

第12回兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

議 事 次 第

平成29年11月8日(水) 午前10時～
兵庫県後期高齢者医療広域連合会議室

1 開 会

2 議 事

審議事項

- ① 高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施にかかる神戸市へのデータ提供について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)
- ② 高額医療合算介護予防サービス費相当事業に関するデータ収集について
(個人情報保護条例第7条「収集の制限」に関して)
- ③ 介護保険者の第三者行為求償事務にかかる「後期高齢者医療の第三者行為求償対象者情報」の兵庫県国民健康保険団体連合会への提供について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)
- ④ 個人情報の提供の制限に関する例外事項について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

3 閉 会

第12回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(審議事項①)

平成29年11月8日

高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施にかかる神戸市
へのデータ提供について

(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

兵後広第564号

平成29年11月8日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊



諮 問 書

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施にかかる神戸市へのデータ提供について
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 提供する個人情報

現在、高額介護合算療養費支給業務に伴い神戸市に提供している「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報」ファイル(別紙1)及び「勸奨通知送付対象世帯一覧」ファイル(別紙2)に格納されているデータのうち、以下の項目(以下「本件データ」という。)

(1) 「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報」ファイルより

- ・支給申請書整理番号
- ・被保険者情報(計算期間等)
- ・後期資格情報(被保険者番号、加入期間等)
- ・介護資格情報(被保険者番号、加入期間等)

(2) 「勸奨通知送付対象世帯一覧」ファイルより

- ・医療・介護自己負担
- ・支給申請書整理番号



2 提供時期等

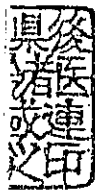
平成29年11月以降、毎年度11月頃に前年8月から7月までの間のデータを提供する。

3 提供先

神戸市

4 提供方法

本諮問に対する答申を受け当広域連合が本件データの提供について承諾した後、兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して行う広域連合電算処理システムのオンライン処理により神戸市に提供している本件データを利用させるものとする。



支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報

項番	項目名(ヘッダーレコード)	項番	項目名	項番	項目名
1	交換情報識別番号	1	交換情報識別番号	41	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)①
2	レコード種別	2	レコード種別	42	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号①
3	提出保険者番号	3	被保険者情報 被保険者氏名(カナ)	43	保険者加入歴情報 保険者名②
4	支給申請書整理番号	4	被保険者情報 被保険者氏名(漢字)	44	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)②
5	支給申請区分	5	被保険者情報 生年月日	45	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)②
6	支給申請形態	6	被保険者情報 性別	46	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号②
7	申請代表者情報 情報申請代表者氏名(漢字)	7	被保険者情報 所得区分	47	保険者加入歴情報 保険者名③
8	申請代表者情報郵便番号	8	被保険者情報 70歳以上の者に係る所得区分	48	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)③
9	申請代表者情報住所(漢字)	9	被保険者情報 被保険者資格喪失年月日	49	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)③
10	申請代表者情報電話番号	10	被保険者情報 被保険者資格喪失事由	50	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号③
11	申請年月日	11	被保険者情報 計算期間の始期	51	保険者加入歴情報 保険者名④
12	自己負担額証明書交付申請の有無	12	被保険者情報 計算期間の終期	52	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)④
		13	国保資格情報 保険者番号	53	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)④
		14	国保資格情報 被保険者証記号	54	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号④
		15	国保資格情報 被保険者証番号	55	保険者加入歴情報 保険者名⑤
		16	国保資格情報 世帯番号	56	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑤
		17	国保資格情報 続柄	57	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑤
		18	国保資格情報 保険者名称	58	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑤
		19	国保資格情報 加入期間(開始年月日)	59	保険者加入歴情報 保険者名⑥
		20	国保資格情報 加入期間(終了年月日)	60	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑥
		21	後期資格情報 保険者番号	61	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑥
		22	後期資格情報 被保険者番号	62	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑥
		23	後期資格情報 広域連合名称	63	保険者加入歴情報 保険者名⑦
		24	後期資格情報 加入期間(開始年月日)	64	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑦
		25	後期資格情報 加入期間(終了年月日)	65	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑦
		26	介護資格情報 証記載保険者番号	66	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑦
		27	介護資格情報 被保険者番号	67	保険者加入歴情報 保険者名⑧
		28	介護資格情報 保険者名称	68	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑧
		29	介護資格情報 加入期間(開始年月日)	69	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑧
		30	介護資格情報 加入期間(終了年月日)	70	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑧
		31	支給方法情報 支給方法	71	保険者加入歴情報 保険者名⑨
		32	支給方法情報 口座管理番号	72	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑨
		33	支給方法情報 金融機関コード	73	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑨
		34	支給方法情報 店舗コード	74	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑨
		35	支給方法情報 種目	75	保険者加入歴情報 保険者名⑩
		36	支給方法情報 口座番号	76	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑩
		37	支給方法情報 口座名義人(カナ)	77	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑩
		38	支給方法情報 振込先口座管理番号	78	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑩
		39	保険者加入歴情報 保険者名①	79	備考
		40	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)①		

勸奨通知送付対象世帯一覧

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
A	基準日時点保険者番号	BK	介護負担額02	DU	介護資格の保険者番号04
B	勸奨対象被保険者数	BL	介護支給額02	DV	介護資格の被保険者番号04
C	低I再計算世帯	BM	後期資格の保険者番号02	DW	死亡区分04
D	期中資格取得者	BN	後期資格の被保険者番号02	DX	仮算定被保険者生年月日04
E	期中県内転居者	BO	介護資格の保険者番号02	DY	仮算定被保険者性別コード04
F	期中資格再取得者	BP	介護資格の被保険者番号02	DZ	仮算定被保険者性別コード名称04
G	医療・介護自己負担なし	BQ	死亡区分02	EA	申請対象年度04
H	データ区分	BR	仮算定被保険者生年月日02	EB	計算期間開始年月日04
I	支給申請書整理番号	BS	仮算定被保険者性別コード02	EC	計算期間終了年月日04
J	世帯構成員数	BT	仮算定被保険者性別コード名称02	ED	後期資格の加入期間開始年月日04
K	出力シーケンス	BU	申請対象年度02	EE	後期資格の加入期間終了年月日04
L	通数シーケンス	BV	計算期間開始年月日02	EF	介護資格の加入期間開始年月日04
M	宛名郵便番号2(編集形式)	BW	計算期間終了年月日02	EG	介護資格の加入期間終了年月日04
N	宛名住所1	BK	後期資格の加入期間開始年月日02	EH	高齢障害受給者区分04
O	宛名住所2	BY	後期資格の加入期間終了年月日02	EI	介護資格の保険者名称04(その1)
P	宛名住所3	BZ	介護資格の加入期間開始年月日02	EJ	介護資格の保険者名称04(その2)
Q	宛名住所4	CA	介護資格の加入期間終了年月日02	EK	計算支給区分コード04
R	宛名住所5	CB	高齢障害受給者区分02	EL	被保険者給付喪失年月日04
S	宛名氏名	CC	介護資格の保険者名称02(その1)	EM	データ有無05
T	通知年月日	CD	介護資格の保険者名称02(その2)	EN	対象フラグ(期中)05
U	地方公共団体コード	CE	計算支給区分コード02	EO	対象フラグ(老福)05
V	保険者番号	CF	被保険者給付喪失年月日02	EP	仮算定被保険者連番05
W	保険者名称	CG	データ有無03	EQ	仮算定被保険者氏名05
X	基準日時点介護保険者名称(市町名)	CH	対象フラグ(期中)03	ER	医療負担額05
Y	計算対象期間1	CI	対象フラグ(老福)03	ES	医療支給額05
Z	計算対象期間2	CJ	仮算定被保険者連番03	ET	介護負担額05
AA	データ有無01	CK	仮算定被保険者氏名03	EU	介護支給額05
AB	対象フラグ(期中)01	CL	医療負担額03	EV	後期資格の保険者番号05
AC	対象フラグ(老福)01	CM	医療支給額03	EW	後期資格の被保険者番号05
AD	仮算定被保険者連番01	CN	介護負担額03	EX	介護資格の保険者番号05
AE	仮算定被保険者氏名01	CO	介護支給額03	EY	介護資格の被保険者番号05
AF	医療負担額01	CP	後期資格の保険者番号03	EZ	死亡区分05
AG	医療支給額01	CQ	後期資格の被保険者番号03	FA	仮算定被保険者生年月日05
AH	介護負担額01	CR	介護資格の保険者番号03	FB	仮算定被保険者性別コード05
AI	介護支給額01	CS	介護資格の被保険者番号03	FC	仮算定被保険者性別コード名称05
AJ	後期資格の保険者番号01	CT	死亡区分03	FD	申請対象年度05
AK	後期資格の被保険者番号01	CU	仮算定被保険者生年月日03	FE	計算期間開始年月日05
AL	介護資格の保険者番号01	CV	仮算定被保険者性別コード03	FF	計算期間終了年月日05
AM	介護資格の被保険者番号01	CW	仮算定被保険者性別コード名称03	FG	後期資格の加入期間開始年月日05
AN	死亡区分01	CX	申請対象年度03	FH	後期資格の加入期間終了年月日05
AO	仮算定被保険者生年月日01	CY	計算期間開始年月日03	FI	介護資格の加入期間開始年月日05
AP	仮算定被保険者性別コード01	CZ	計算期間終了年月日03	FJ	介護資格の加入期間終了年月日05
AQ	仮算定被保険者性別コード名称01	DA	後期資格の加入期間開始年月日03	FK	高齢障害受給者区分05
AR	申請対象年度01	DB	後期資格の加入期間終了年月日03	FL	介護資格の保険者名称05(その1)
AS	計算期間開始年月日01	DC	介護資格の加入期間開始年月日03	FM	介護資格の保険者名称05(その2)
AT	計算期間終了年月日01	DD	介護資格の加入期間終了年月日03	FN	計算支給区分コード05
AU	後期資格の加入期間開始年月日01	DE	高齢障害受給者区分03	FO	被保険者給付喪失年月日05
AV	後期資格の加入期間終了年月日01	DF	介護資格の保険者名称03(その1)	FP	医療負担額合計
AW	介護資格の加入期間開始年月日01	DG	介護資格の保険者名称03(その2)	FQ	医療支給額合計
AX	介護資格の加入期間終了年月日01	DH	計算支給区分コード03	FR	介護負担額合計
AY	高齢障害受給者区分01	DI	被保険者給付喪失年月日03	FS	介護支給額合計
AZ	介護資格の保険者名称01(その1)	DJ	データ有無04	FT	自己負担額の合計額
BA	介護資格の保険者名称01(その2)	DK	対象フラグ(期中)04	FU	基準額
BB	計算支給区分コード01	DL	対象フラグ(老福)04	FV	支給額の合計額
BC	被保険者給付喪失年月日01	DM	仮算定被保険者連番04	FW	死亡区分コード
BD	データ有無02	DN	仮算定被保険者氏名04	FX	出力通知日(勸奨通知書)
BE	対象フラグ(期中)02	DO	医療負担額04	FY	申請形態コード
BF	対象フラグ(老福)02	DP	医療支給額04	FZ	期中精算者混在フラグ
BG	仮算定被保険者連番02	DQ	介護負担額04	GA	期中精算者の支給額の合計額
BH	仮算定被保険者氏名02	DR	介護支給額04	GB	精算対象者が高齢障害受給者かつ介護自己負担額0円
BI	医療負担額02	DS	後期資格の保険者番号04		
BJ	医療支給額02	DT	後期資格の被保険者番号04		

(案)

高額介護合算療養費支給業務に係る情報の授受等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「乙」という。）とは、乙が甲に提供する高額介護合算療養費支給業務に係る情報（以下「本件情報」という。）の授受等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準第98条に基づき、甲乙間の本件情報の授受等を承諾するにあたり必要事項と責務を定めるものである。

(情報の内容)

第2条 本協定における本件情報の内容については、乙の保有する高額介護合算療養費支給業務に係る情報のうち甲が実施する高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「本件事業」という。）の実施に必要な情報とする。

(情報の提供手段)

第3条 甲と乙の間における本件情報の提供は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られたデータにより行う。

2 甲と乙との間における本件情報の提供は、兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して行う広域連合電算処理システムのオンライン処理にて行う。

(取扱い上の責務)

第4条 甲は、本件情報の取扱いにあたり、甲の責任において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良なる管理者の注意義務をもって本件情報を適正に管理すること。
- (2) 本件情報の全部又は一部を本件事業の実施以外の目的で複製し、又は複製しないこと。
- (3) 本件情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止すること。
- (4) 甲は、本件情報の漏えい、紛失等の事故が発生したときは、乙に直ちに通知するとともに、必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって報告すること。
- (5) 甲は、本件情報を取り扱う者に対し、セキュリティに関する研修その他取扱者の資質向上を図るための研修を実施するものとし、当該研修の実施状況について乙に報告するものとする。
- (6) 甲は、本件情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、甲の本件情報にかかる保有期間は提供を受けた日から5年間を限度とし、保有期間を超える本件情報については確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(情報取扱責任者)

第5条 甲は、本件情報の取扱いにあたり、あらかじめ情報取扱責任者を置き、その氏名を乙に通知しなければならない。情報取扱責任者を変更した場合も同様とする。

(提供の制限)

第6条 甲は、本件情報を、法令並びに甲及び乙が施行する個人情報保護条例に規定のある場合を除き、本件事業の実施以外の目的で使用してはならない。

2 甲は、委託により本件事業の実施を行おうとする場合は、委託業者に対し、本件情報の

(案)

使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は本件情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(委託業者の指導、監督等)

第7条 甲は、前条第2項の場合において、委託業者に対し、個人情報等の取扱いに安全な管理が行われるよう、指導、監督を行わなければならない。

2 甲は、委託業者における本件情報の取扱いについて、すべての責任を負うものとする。

(秘密等の保持)

第8条 甲及び乙は、本件情報を取り扱う際に知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。本協定が解除された後もまた同様とする。

(法令等の遵守)

第9条 甲及び乙は、後期高齢者医療制度運用上必要な情報を保護するために、次の法令ほか関係法令及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーを遵守し、これに従わなければならない。

(1) 地方公務員法(昭和25年12月13日法律第261号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)

(5) 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成18年条例第19号)

(6) 甲が施行する個人情報保護条例等

(有効期間等)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3カ月前までに甲又は乙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 この協定書に定めるもののほか、後期高齢者医療制度に係る情報を授受等する際の取扱いに関して必要な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 神戸市

代表者 神戸市長

久元 喜造

乙 兵庫県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

蓬萊 務

12. <参考> 高額医療合算介護予防サービス費相当事業の計算事例

<パターン1: 花子の通所・訪問介護サービス(年間自己負担22万円)が総合事業に移行する場合>

○従来の給付

	(単位:円)		
	高額医療合算介護(予防)サービス費 自己負担額 (年間) ①	自己負担の 上限額(年間) ②	支給額 ③=①-② (※)
介護	太郎 84,000	—	29,063
	花子 220,000	—	76,118
	計 A 304,000	—	105,181
医療	太郎 90,000	—	31,139
	花子 80,000	—	27,679
	計 B 170,000	—	58,819
合計 C=A+B	474,000	310,000	164,000

(※)自己負担額が上限額を上回らなければ「O」

【支給申請の動向】

- ・広域連合より太郎と花子に高額介護合算療養費等の申請書を送付する。

介護保険者
(神戸市)が
支給

広域連合が
支給

○総合事業実施後

	高額医療合算介護(予防)サービス費 及び高額介護合算療養費				高額医療合算介護予防サービス相当事業			
	自己負担額 (年間) ①	自己負担の 上限額(年間) ②	支給額 ③=①-② (※)	支給後の 自己負担額 (年間) ④=①-③	総合事業の 自己負担額 (年間) ⑤	総合事業と 医療の自己負 担額合計 ⑥=④+⑤	自己負担の 上限額(年間) ⑦	支給額 ⑧=⑥-⑦(※)
介護	太郎 84,000	—	0	84,000	0	84,000	—	—
	花子 0	—	0	0	220,000	220,000	—	—
	計 A 84,000	—	0	84,000	220,000	304,000	—	—
医療	太郎 90,000	—	0	90,000	—	90,000	310,000	164,000
	花子 80,000	—	0	80,000	—	80,000	—	—
	計 B 170,000	—	0	170,000	—	170,000	—	—
合計 C=A+B	254,000	310,000	0	254,000	220,000	474,000	310,000	164,000

(※)自己負担額が上限額を上回らなければ「O」

【支給申請の動向】

- ・広域連合からは(高額介護合算療養費等の支給対象とならないので)申請の動向は行わない。
- ・神戸市から太郎と花子に申請書を送付する。

介護保険者
(神戸市)が
花子に支給

<パターン2: 花子の通所・訪問介護サービス(年間自己負担18万円)が総合事業に移行する場合>

○従来の給付

	(単位:円)		
	高額医療合算介護(予防)サービス費 自己負担額 (年間) ①	自己負担の 上限額(年間) ②	支給額 ③=①-② (※)
介護	太郎 96,000	—	36,000
	花子 180,000	—	67,500
	計 A 276,000	—	103,500
医療	太郎 220,000	—	82,500
	花子 0	—	0
	計 B 220,000	—	82,500
合計 C=A+B	496,000	310,000	186,000

(※)自己負担額が上限額を上回らなければ「O」

【支給申請の動向】

- ・広域連合より太郎と花子に高額介護合算療養費等の申請書を送付する。

介護保険者
(神戸市)が
支給

広域連合が
支給

○総合事業実施後

	高額医療合算介護(予防)サービス費 及び高額介護合算療養費				高額医療合算介護予防サービス相当事業			
	自己負担額 (年間) ①	自己負担の 上限額(年間) ②	支給額 ③=①-② (※)	支給後の 自己負担額 (年間) ④=①-③	総合事業の 自己負担額 (年間) ⑤	総合事業と 医療の自己負 担額合計 ⑥=④+⑤	自己負担の 上限額(年間) ⑦	支給額 ⑧=⑥-⑦(※)
介護	太郎 96,000	—	1,823	94,177	0	94,177	—	—
	花子 0	—	0	0	180,000	180,000	—	—
	計 A 96,000	—	1,823	94,177	180,000	274,177	—	—
医療	太郎 220,000	—	4,177	215,823	—	215,823	310,000	180,000
	花子 220,000	—	4,177	215,823	—	215,823	—	—
	計 B 316,000	—	8,350	310,000	180,000	490,000	310,000	180,000
合計 C=A+B	496,000	310,000	8,350	490,000	180,000	490,000	310,000	180,000

(※)自己負担額が上限額を上回らなければ「O」

【支給申請の動向】

- ・広域連合より太郎と花子に高額介護合算療養費等の申請書を送付する。
- ・神戸市からは申請書を送付しない。

介護保険者
(神戸市)が
花子に支給

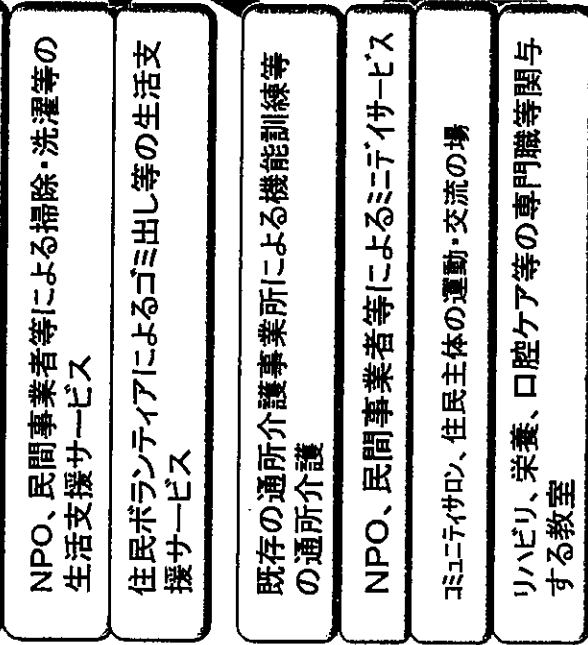
総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

予防給付
(全国一律の基準)

移行

訪問介護



移行

通所介護

・ 専門的なサービスが必要とする人には専門的なサービスの提供
(専門サービスにふさわしい単価)

・ 多様な担い手による多様なサービス
(多様な単価、住民主体による低廉な単価の設定、単価が低い場合には利用料も低減)

・ 支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる

・ 能力に応じた柔軟な支援により、介護サービスからの自立意欲が向上

サービスの充実

- ・ 多様なニーズに対応するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保



費用の効率化

- ・ 住民主体のサービス利用の拡充
- ・ 認定に至らない高齢者の増加
- ・ 重度化予防の推進

介護予防生活支援の充実

- ・ 住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・ 元氣な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・ リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・ 見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

神保高介第 3351 号

平成 29 年 10 月 30 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 蓬萊 務 様

神戸市長 久元



高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施に係る後期高齢者医療情報の利用について

平素は、本市介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、本市が高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費を支給するにあたり、従来から貴広域連合より高額介護合算療養費の支給を受けようとする後期高齢者医療被保険者（以下「高額介護合算療養費該当者」という。）に係るデータの提供を受けているところです。

一方、本市では平成 29 年 4 月 1 日より、神戸市介護予防・日常生活総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要綱第 16 条に定める高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「合算相当事業」という。）を実施することとしております。

つきましては、合算相当事業に貴広域連合より提供を受けている高額介護合算療養費該当者に係るデータを利用させていただきたく、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 利用するデータ

神戸市に提供を受けている「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報」ファイル（別紙 1）及び「勧奨通知送付対象世帯一覧」ファイル（別紙 2）に格納されているデータのうち、以下の項目（以下「本件データ」という。）

(1) 「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報」ファイルより

- ・支給申請書整理番号
- ・被保険者情報（計算期間等）
- ・後期資格情報（被保険者番号、加入期間等）
- ・介護資格情報（被保険者番号、加入期間等）

(2) 「勧奨通知送付対象世帯一覧」ファイルのうち

- ・医療・介護自己負担
- ・支給申請書整理番号

2. 利用時期等

平成29年11月以降、毎年度11月頃に前年8月から7月までの間のデータを利用する。

3. データ提供をお願いする理由

合算相当事業による支給は、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給と同様に、支給対象者に対し申請勧奨を行う予定にしております。

この申請勧奨を円滑に行うため、次の理由により本件データを利用する必要があります。

(1) 申請書の記載誤りの防止

合算相当事業の支給対象者に対して送付する申請勧奨通知及び支給申請書に、「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報」ファイルにある支給申請書整理番号、被保険者情報、後期資格情報、介護資格情報を予め印刷しておき、申請書の記載誤りを未然に防止するため。

(2) 重複勧奨の防止

合算相当事業の支給対象者について、「勧奨通知送付対象世帯一覧」ファイルで医療・介護自己負担がない者と、支給申請書整理番号をキーにして突合することにより、「同じ世帯には高額介護合算療養費の支給対象となる者がいるが、本人は合算相当事業のみ支給対象となる者」を抽出し、広域連合から勧奨通知を送付した対象者に、重複して勧奨通知を送付することを防止するため。

4. データ保護について

貴広域連合より提供いただいているデータについては、「神戸市個人情報保護条例」「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、厳格に取り扱います。

5. その他

データの授受等、必要な事項については、貴広域連合の指示に従います。

6. 添付資料

- ・介護保険法（抜粋）
- ・神戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- ・高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書【案】

以上

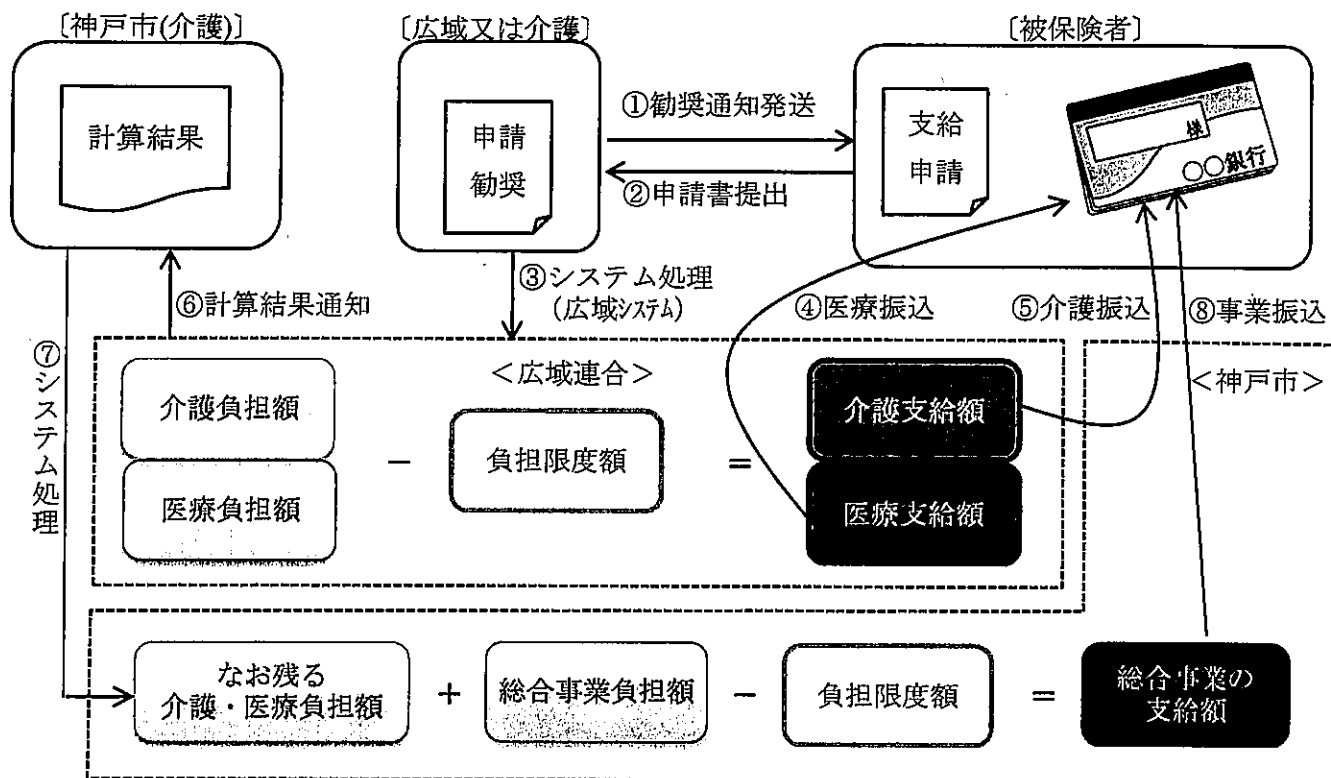
支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報

項番	項目名(ヘッダーレコード)	項番	項目名	項番	項目名
1	交換情報識別番号	1	交換情報識別番号	41	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)①
2	レコード種別	2	レコード種別	42	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号①
3	提出保険者番号	3	被保険者情報 被保険者氏名(カナ)	43	保険者加入歴情報 保険者名②
4	支給申請書整理番号	4	被保険者情報 被保険者氏名(漢字)	44	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)②
5	支給申請区分	5	被保険者情報 生年月日	45	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)②
6	支給申請形態	6	被保険者情報 性別	46	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号②
7	申請代表者情報 情報申請代表者氏名(漢字)	7	被保険者情報 所得区分	47	保険者加入歴情報 保険者名③
8	申請代表者情報郵便番号	8	被保険者情報 70歳以上の者に係る所得区分	48	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)③
9	申請代表者情報住所(漢字)	9	被保険者情報 被保険者資格喪失年月日	49	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)③
10	申請代表者情報電話番号	10	被保険者情報 被保険者資格喪失事由	50	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号③
11	申請年月日	11	被保険者情報 計算期間の始期	51	保険者加入歴情報 保険者名④
12	自己負担額証明書交付申請の有無	12	被保険者情報 計算期間の終期	52	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)④
		13	国保資格情報 保険者番号	53	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)④
		14	国保資格情報 被保険者証記号	54	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号④
		15	国保資格情報 被保険者証番号	55	保険者加入歴情報 保険者名⑤
		16	国保資格情報 世帯番号	56	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑤
		17	国保資格情報 続柄	57	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑤
		18	国保資格情報 保険者名称	58	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑤
		19	国保資格情報 加入期間(開始年月日)	59	保険者加入歴情報 保険者名⑥
		20	国保資格情報 加入期間(終了年月日)	60	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑥
		21	後期資格情報 保険者番号	61	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑥
		22	後期資格情報 被保険者番号	62	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑥
		23	後期資格情報 広域連合名称	63	保険者加入歴情報 保険者名⑦
		24	後期資格情報 加入期間(開始年月日)	64	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑦
		25	後期資格情報 加入期間(終了年月日)	65	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑦
		26	介護資格情報 証記載保険者番号	66	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑦
		27	介護資格情報 被保険者番号	67	保険者加入歴情報 保険者名⑧
		28	介護資格情報 保険者名称	68	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑧
		29	介護資格情報 加入期間(開始年月日)	69	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑧
		30	介護資格情報 加入期間(終了年月日)	70	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑧
		31	支給方法情報 支給方法	71	保険者加入歴情報 保険者名⑨
		32	支給方法情報 口座管理番号	72	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑨
		33	支給方法情報 金融機関コード	73	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑨
		34	支給方法情報 店舗コード	74	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑨
		35	支給方法情報 種目	75	保険者加入歴情報 保険者名⑩
		36	支給方法情報 口座番号	76	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)⑩
		37	支給方法情報 口座名義人(カナ)	77	保険者加入歴情報 加入期間(終了年月日)⑩
		38	支給方法情報 振込先口座管理番号	78	保険者加入歴情報 自己負担額証明書整理番号⑩
		39	保険者加入歴情報 保険者名①	79	備考
		40	保険者加入歴情報 加入期間(開始年月日)①		

勸奨通知送付対象世帯一覧

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
A	基準日時点保険者番号	BK	介護負担額02	DU	介護資格の保険者番号04
B	勸奨対象被保険者数	BL	介護支給額02	DV	介護資格の被保険者番号04
C	低I再計算世帯	BM	後期資格の保険者番号02	DW	死亡区分04
D	期中資格取得者	BN	後期資格の被保険者番号02	DX	仮算定被保険者生年月日04
E	期中県内転居者	BO	介護資格の保険者番号02	DY	仮算定被保険者性別コード04
F	期中資格再取得者	BP	介護資格の被保険者番号02	DZ	仮算定被保険者性別コード名称04
G	医療・介護自己負担なし	BQ	死亡区分02	EA	申請対象年度04
H	データ区分	BR	仮算定被保険者生年月日02	EB	計算期間開始年月日04
I	支給申請書整理番号	BS	仮算定被保険者性別コード02	EC	計算期間終了年月日04
J	世帯構成員数	BT	仮算定被保険者性別コード名称02	ED	後期資格の加入期間開始年月日04
K	出力シーケンス	BU	申請対象年度02	EE	後期資格の加入期間終了年月日04
L	通数シーケンス	BV	計算期間開始年月日02	EF	介護資格の加入期間開始年月日04
M	宛名郵便番号2(編集形式)	BW	計算期間終了年月日02	EG	介護資格の加入期間終了年月日04
N	宛名住所1	BX	後期資格の加入期間開始年月日02	EH	高齢障害受給者区分04
O	宛名住所2	BY	後期資格の加入期間終了年月日02	EI	介護資格の保険者名称04(その1)
P	宛名住所3	BZ	介護資格の加入期間開始年月日02	EJ	介護資格の保険者名称04(その2)
Q	宛名住所4	CA	介護資格の加入期間終了年月日02	EK	計算支給区分コード04
R	宛名住所5	CB	高齢障害受給者区分02	EL	被保険者給付喪失年月日04
S	宛名氏名	CC	介護資格の保険者名称02(その1)	EM	データ有無05
T	通知年月日	CD	介護資格の保険者名称02(その2)	EN	対象フラグ(期中)05
U	地方公共団体コード	CE	計算支給区分コード02	EO	対象フラグ(老福)05
V	保険者番号	CF	被保険者給付喪失年月日02	EP	仮算定被保険者連番05
W	保険者名称	CG	データ有無03	EQ	仮算定被保険者氏名05
X	基準日時点介護保険者名称(市町名)	CH	対象フラグ(期中)03	ER	医療負担額05
Y	計算対象期間1	CI	対象フラグ(老福)03	ES	医療支給額05
Z	計算対象期間2	CJ	仮算定被保険者連番03	ET	介護負担額05
AA	データ有無01	CK	仮算定被保険者氏名03	EU	介護支給額05
AB	対象フラグ(期中)01	CL	医療負担額03	EV	後期資格の保険者番号05
AC	対象フラグ(老福)01	CM	医療支給額03	EW	後期資格の被保険者番号05
AD	仮算定被保険者連番01	CN	介護負担額03	EX	介護資格の保険者番号05
AE	仮算定被保険者氏名01	CO	介護支給額03	EY	介護資格の被保険者番号05
AF	医療負担額01	CP	後期資格の保険者番号03	EZ	死亡区分05
AG	医療支給額01	CQ	後期資格の被保険者番号03	FA	仮算定被保険者生年月日05
AH	介護負担額01	CR	介護資格の保険者番号03	FB	仮算定被保険者性別コード05
AI	介護支給額01	CS	介護資格の被保険者番号03	FC	仮算定被保険者性別コード名称05
AJ	後期資格の保険者番号01	CT	死亡区分03	FD	申請対象年度05
AK	後期資格の被保険者番号01	CU	仮算定被保険者生年月日03	FE	計算期間開始年月日05
AL	介護資格の保険者番号01	CV	仮算定被保険者性別コード03	FF	計算期間終了年月日05
AM	介護資格の被保険者番号01	CW	仮算定被保険者性別コード名称03	FG	後期資格の加入期間開始年月日05
AN	死亡区分01	CX	申請対象年度03	FH	後期資格の加入期間終了年月日05
AO	仮算定被保険者生年月日01	CY	計算期間開始年月日03	FI	介護資格の加入期間開始年月日05
AP	仮算定被保険者性別コード01	CZ	計算期間終了年月日03	FJ	介護資格の加入期間終了年月日05
AQ	仮算定被保険者性別コード名称01	DA	後期資格の加入期間開始年月日03	FK	高齢障害受給者区分05
AR	申請対象年度01	DB	後期資格の加入期間終了年月日03	FL	介護資格の保険者名称05(その1)
AS	計算期間開始年月日01	DC	介護資格の加入期間開始年月日03	FM	介護資格の保険者名称05(その2)
AT	計算期間終了年月日01	DD	介護資格の加入期間終了年月日03	FN	計算支給区分コード05
AU	後期資格の加入期間開始年月日01	DE	高齢障害受給者区分03	FO	被保険者給付喪失年月日05
AV	後期資格の加入期間終了年月日01	DF	介護資格の保険者名称03(その1)	FP	医療負担額合計
AW	介護資格の加入期間開始年月日01	DG	介護資格の保険者名称03(その2)	FQ	医療支給額合計
AX	介護資格の加入期間終了年月日01	DH	計算支給区分コード03	FR	介護負担額合計
AY	高齢障害受給者区分01	DI	被保険者給付喪失年月日03	FS	介護支給額合計
AZ	介護資格の保険者名称01(その1)	DJ	データ有無04	FT	自己負担額の合計額
BA	介護資格の保険者名称01(その2)	DK	対象フラグ(期中)04	FU	基準額
BB	計算支給区分コード01	DL	対象フラグ(老福)04	FV	支給額の合計額
BC	被保険者給付喪失年月日01	DM	仮算定被保険者連番04	FW	死亡区分コード
BD	データ有無02	DN	仮算定被保険者氏名04	FX	出力通知日(勸奨通知書)
BE	対象フラグ(期中)02	DO	医療負担額04	FY	申請形態コード
BF	対象フラグ(老福)02	DP	医療支給額04	FZ	期中精算者混在フラグ
BG	仮算定被保険者連番02	DQ	介護負担額04	GA	期中精算者の支給額の合計額
BH	仮算定被保険者氏名02	DR	介護支給額04	GB	精算対象者が高齢障害受給者かつ介護自己負担額0円
BI	医療負担額02	DS	後期資格の保険者番号04		
BJ	医療支給額02	DT	後期資格の被保険者番号04		

【高額医療合算介護予防サービス費相当事業の事務の流れ】



(1) 勧奨通知及び申請書の作成及び送付者

- ① 高額介護合算療養費該当者 …… 後期高齢者広域連合
- ② ①以外の合算相当事業該当者 …… 神戸市 (介護保険)

※ いずれの申請書も医療介護合算、総合事業合算の申請書兼ねる

(2) 申請書提出後の流れ ((1)①②共通)

- ① 広域連合システムに申請登録を行う。
- ② 医療・介護の自己負担額から高額介護合算療養費 (高額医療合算介護(予防)サービス費) の支給額を計算し、支給又は不支給決定を行う。
- ③ ②の計算結果を元に、なお残る医療・介護自己負担額と総合事業自己負担額から合算相当事業の支給額を計算し、支給又は不支給決定を行う。

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（高額医療合算介護サービス費の支給）

第51条の2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

（高額医療合算介護予防サービス費の支給）

第61条の2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

（地域支援事業）

第115条の45 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第3項第3号及び第115条の49を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

神戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 利用対象者（第6条～第10条）
- 第3章 指定事業（第11条～第16条）
- 第4章 その他（第17条～第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、神戸市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

（総合事業の目的）

第3条 総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、法第115条の45第1項に規定する被保険者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

（総合事業の内容）

第4条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「第1号事業」という。）のうち次に掲げる事業

ア 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）として次に掲げる事業

- (ア)介護予防訪問サービス
- (イ)生活支援訪問サービス
- (ウ)住民主体訪問サービス

イ 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（以下「第 1 号通所事業」という。）として次に掲げる事業

(ア)介護予防通所サービス

(イ)短期集中通所サービス（集団型）

(ウ)短期集中通所サービス（個別型）

ウ 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業（以下「第 1 号介護予防支援事業」という。）

エ 上記のほか、市長が必要と認める事業

(2) 法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）

（総合事業の実施方法）

第 5 条 次に掲げる事業（以下「指定事業」という。）は、法第 115 条の 45 の 3 に基づいて市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により実施する。

(1) 介護予防訪問サービス

(2) 生活支援訪問サービス

(3) 介護予防通所サービス

2 前項に規定する指定事業者のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第 13 条の規定により第 1 号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は介護予防訪問サービスを、同条の規定により第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は介護予防通所サービスをそれぞれ実施することができる。

3 次に掲げる事業は、法第 115 条の 47 第 4 項に基づき適切に事業が実施できると認められる者（事業対象者（省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）に対して行う第 1 号介護予防支援事業にあつては、法第 115 条の 47 第 1 項の厚生労働省令で定める者）に委託して実施することができる。

(1) 短期集中通所サービス（集団型）

(2) 短期集中通所サービス（個別型）

(3) 第 1 号介護予防支援事業

(4) 一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業（地域拠点型）

4 次に掲げる事業は、地域支援事業実施要綱に基づき補助事業として実施することができる。

(1) 住民主体訪問サービス

(2) 一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業（居場所づくり型）

第 2 章 利用対象者

（第 1 号事業の利用対象者）

第6条 第4条第1号に掲げる事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）とする。

- (1) 省令第140条の62の4第1号に規定する居宅要支援被保険者
- (2) 事業対象者

（第1号介護予防支援にかかる届出）

第7条 第1号介護予防支援事業を受けようとする居宅要支援被保険者等は、当該第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した届出書に被保険者証を添付して市長に届出なければならない。

- 2 前項の届出書は、居宅要支援被保険者は介護予防サービス計画作成依頼届出書とし、事業対象者は介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書とする。なお、事業対象者に限り、届出書に基本チェックリストを添付して届出ることとする。

（事業対象者にかかる第1号事業の利用）

第8条 事業対象者は、基本チェックリスト実施日から第1号事業を利用することができる。

- 2 基本チェックリスト実施日が、要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日から第1号事業を利用できるものとする。
- 3 前項の規定により第1号事業を利用しようとするものについては、認定有効期間が60日を超えて存在している場合には基本チェックリストは実施できないものとする。

（事業対象者の有効期間）

第9条 事業対象者の有効期間は、基本チェックリスト実施日から2年間とする。ただし、介護保険料を滞納している者については当該有効期間を1年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、基本チェックリスト実施日が月の初日でない場合にあつては、当該実施日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。
- 3 前条第2項の規定が適用される事業対象者の有効期間は、第1項の規定中「基本チェックリスト実施日」とあるのを「認定有効期間の満了日の翌日」と読み替えて適用するものとする。

（事業対象者の有効期間の更新）

第10条 事業対象者は、事業対象者の有効期間が終了する日の60日前から当該有効期間が終了するまでの間に、再度、基本チェックリストを実施し、事業対象者の判定を受けることにより、当該有効期間を更新することができる。

- 2 前項の更新を行った場合の事業対象者の有効期間は、前条の規定を同条の規定中「基本チェックリスト実施日」とあるのを「事業対象者の有効期間の満了日の翌日」と読み替えて適用するものとする。

第3章 指定事業

(指定事業に要する費用の額)

第11条 指定事業に要する費用の額は、別に定めるところによるものとする。

(指定事業に要する費用の支給)

第12条 市長は、前条の規定により算定された指定事業に要する費用の額（その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額を指定事業者に支払うものとする。

2 指定事業の利用者が第1号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(指定事業に係る費用の支給限度額)

第13条 前条の規定により支払う額の限度額は、法第55条第1項の規定の例によるものとする。

2 前項の規定を事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数とする。

3 居宅要支援被保険者が指定事業及び介護予防サービス等（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この条において同じ。）を利用するときは、指定事業の支給額及び介護予防サービス等の支給額の合計額は、第1項の限度額を超えることができない。

(第1号事業支給費の額の特例)

第14条 市長は、災害その他特別な事情があることにより、居宅要支援被保険者等が必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続きは、神戸市介護保険条例施行規則第22条および介護保険法第50条・第60条の規定により市が定める割合を定める利用者負担減免審査要領の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第15条 市長は、地域支援事業実施要綱別記1第2の1の(1)ア(ロ)の例により、高額介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

2 前項に規定する高額介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項は、法第61条に定める規定を準用する。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第16条 市長は、地域支援事業実施要綱別記1第2の1の(1)ア(サ)の例により、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

2 前項に規定する高額介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項は、法第61条の2に定める規定を準用する。

第4章 その他

(指導及び監査)

第17条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の実施について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日において居宅要支援被保険者である者は、本人の希望により当該要支援認定有効期間満了日前に第1号事業を受けようとする場合を除き、当該要支援認定有効期間満了日の翌日から第1号事業の利用対象者とする。

第12回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(審議事項②)

平成29年11月8日

高額医療合算介護予防サービス費相当事業に関するデータ収集
について

(個人情報保護条例第7条「収集の制限」に関して)

兵後広第565号

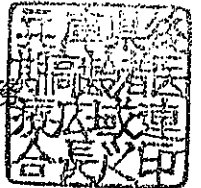
平成29年11月8日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊



諮 問 書

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定に基づき、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

高額医療合算介護予防サービス費相当事業に関するデータ収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

1 収集する個人情報

構成市町が実施する高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「合算相当事業」）の支給申請者のうち、後期高齢者医療制度の被保険者について、以下の項目

- ・ 後期高齢者医療被保険者番号
- ・ 申請対象年度

2 収集先

構成市町（介護保険所管部署）

3 収集方法

暗号化又はパスワード設定等の個人情報の保護に資する手段を講じ、電子メールを用いて収集する。

4 収集時期等

平成30年2月以降、毎月下旬に前々月の中旬から前月の上旬までの間に合算相当事業の支給申請があった被保険者の情報を収集する。

5 収集する理由

合算相当事業の支給申請者の中には、高額介護合算療養費は不支給となる場合があり、不支給決定通知書が送付されることとなる。

被保険者にとって、この不支給決定通知書の内容だけでは、別途、合算相当事業の支給もあること等が理解しがたいと予想されるため、予め構成市町より合算相当事業の支給申請があった被保険者の情報を収集しておき、該当者に不支給決定通知書を送付する際は、制度説明等を含む不支給となった理由がわかる説明文を同封することによって、被保険者の制度の理解を助けるものである。

6 本人への通知

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づき、本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び目的を本人に通知しなくてはならないが、同規定のただし書きを適用し本人には通知しないこととする。

第12回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(審議事項③)

平成29年11月8日

介護保険者の第三者行為求償事務にかかる「後期高齢者医療の
第三者行為求償対象者情報」の兵庫県国民健康保険団体連合会
への提供について

(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

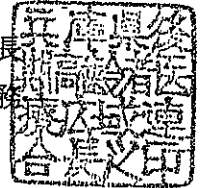
兵後広第566号
平成29年11月8日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊



諮 問 書

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

介護保険者の第三者行為求償事務にかかる「後期高齢者医療の第三者行為求償対象者情報」の兵庫県国民健康保険団体連合会への提供について（条例第8条「提供の制限」に関して）

1 提供する個人情報

兵庫県後期高齢者医療被保険者のうち「第三者行為求償対象者」にかかる以下のデータ
交換情報識別番号、保険者番号、被保険者番号、被保険者氏名、生年月日、性別、
給付制限管理番号、納付番号、給付制限の開始年月日及び終了年月日、
求償区分（交通事故、傷害事故、その他）、削除区分コード（有効、削除）

2 提供先

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護福祉課

3 提供の目的

提供先が介護保険者へ提供する第三者行為求償対象者のリストを作成するため

兵国保連第 3595 号
平成 29 年 10 月 24 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 蓬 萊 務 様

兵庫県国民健康保険団体連合会
理事長 山 中 健

介護保険者の第三者行為求償事務の取組強化に伴う「後期高齢者医療の第三者行為求償対象者情報」の提供について（依頼）

平素は、本会の業務運営につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日付け老介発 0331 第 5 号 厚生労働省老健局介護保険計画課長）のとおり、国は、介護保険者の第三者行為求償事務の取組強化を求めています。

同通知において、国保連合会は、介護保険者による第三者行為求償対象者の発見を支援するため、医療保険側で把握している第三者行為求償対象者情報を用いて対象者リストを作成し、介護保険者へ提供することとなっており、本会は県下の介護保険者から当該リストの作成を依頼されています。

つきましては、下記により、標記情報を御提供いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 提供いただく情報
貴広域連合が保有する第三者行為求償対象者の情報（別紙のとおり）
- 2 使用目的
介護保険者へ第三者行為求償対象者情報を提供するためのリストを作成するため。
- 3 提供時期
平成 29 年 12 月から（毎月 1 回）
- 4 提供先
本会介護福祉課
- 5 個人情報の保護
本会規程に基づき適切に取り扱う。

老介発0331第5号
平成28年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

交通事故等の第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による被害に係る求償事務の取組強化のため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正により、平成28年4月1日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、第1号被保険者は保険者への届出が義務となりました。

また、介護保険事業の健全な運営を確保できるよう、第三者行為求償の対象となる事案を一層把握するために、被保険者からの届出に加え、主治医意見書の特記事項に、事故の場合はその旨の記載をお願いすることとしました。これを受け、「「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について」（平成28年3月31日老老発0331第1号）の改正について各都道府県・政令指定都市介護保険主管部（局）長宛に通知したところです。

今般、第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について、下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管内市町村等及び国民健康保険団体連合会に周知をお願いいたします。

記

第1 被保険者の届出義務化について

(1) 介護保険法施行規則の改正について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第53号）により介護保険法施行規則第33条の2が新設され、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第1号被保険者は、遅滞なく、①届出に係る事実②第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）③被害の状況を記載した届書を、保険者に提出しなければならないとされました。

(2) 届出の様式等について

保険者は、平成28年4月1日から被保険者から第三者行為による届出を受け付けることとなりますが、具体的には

- ① 第三者行為による被害の届出書（医療保険における「第三者行為による傷病届」と同様のもの）

を被害者である第1号被保険者から提出して頂きます。

また、上記に加え、必要に応じて

- ② 同意書
- ③ 事故発生状況報告書
- ④ 交通事故証明書

をそれぞれ提出して頂くことも考えられます。上記の様式については、現在使用している様式を引き続き用いるほか、医療保険用の様式を活用して差し支えありません。また、既に、①③④の様式について、医療保険での第三者行為による届出を受けている場合は、当該届出の複写をもって届出を行うことも差し支えありません。

なお、②の同意書については、別紙1のとおり介護保険用の記載を追加したので、適宜ご活用ください。

第2 第三者求償事案発見の取組強化

(1) 被害届の届出の勧奨について

保険者は、第1で示した届出（以下「被害届」という。）を受けることにより第三者行為による保険事故の発生等（第三者の氏名や損害保険等の加入状況を含む。）を把握することができ、これによって、第三者に対して求償

権を行使することが可能となります。このため、第三者行為による被害に係る求償事務の推進に当たっては、まずは、その契機となる被害届の確実な届出を促すことが重要です。

(2) 主治医意見書について

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について（平成 28 年 3 月 31 日老老発 0331 第 1 号）により、要介護認定に係る主治医意見書の特記事項欄に事故の場合は、例えば「第三者行為」といった旨の記載が行われるよう協力を求めています。こうした記載を端緒して第三者行為が疑われる被保険者に対しては、被害届の届出を促すことが重要です。

(3) 国保連合会システムの改修について

国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が運用する電算処理システムにおいては、医療レセプトから第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成する機能を有していますが、これによって作成される当該被保険者リストは、求償事務を適正に執行する上で効果的です。このため、医療保険側で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険部局でも把握出来るよう平成 28 年度に国保連合会システムを改修し、平成 29 年度末を目途に順次運用を開始する予定です。今後、連合会におかれては、保険者からの委託を受けた場合には、第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成するなど必要な支援に努め、また、保険者は当該リストを活用して、第 1 号被保険者に対し、被害届の届出の勧奨業務を行えるよう体制の整備をご検討ください。

(4) その他

その他、第三者求償事案発見については、日頃から国保保険者や後期高齢者医療広域連合などの医療保険者と情報連携に努めるとともに、損害保険会社等からの通知や介護サービス事業者（ケアマネジャー）、認定調査員等からの連絡や、新聞・テレビ等の報道機関の交通事故の報道および住民からの情報に留意し、第三者行為による被害の発見や把握に向けた取組を推進してください。

第 3 連合会への求償事務の委託について

保険者は、介護保険法第 21 条第 3 項の規定により、代位取得した損害賠

償請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を連合会に委託することが出来るとされています。また、委託可能な連合会は、介護保険法施行規則第34条の規定により、損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置するとされていて、連合会においては、専門的知識を有する職員を配置し、保険者から求償事務を受託できる体制を整備しているところですので、保険者においては、連合会が有する専門性やスケールメリットの更なる有効活用についてご検討ください。

第4 広報等

(1) 第三者行為求償に係る広報（被保険者向け）について

第三者行為求償に係る被害届は、不測の事態が発生した際に届出の必要が生じる性格上、届出の義務等を日常的に浸透させることが重要です。このため、保険者及び委託を受けた連合会は、日頃から給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは被害届の届出義務があることについて、別紙2の被保険者への説明用資料を活用するなど、周知・広報に努めてください。また、小冊子やホームページ等を活用し、第三者行為求償の届出義務の内容及び届出先等を掲載していただくとともに、被害届と合わせて関係書類（事故状況報告書等）が必要であることについて丁寧にお知らせし、各様式をダウンロードできるようにしてください。また、介護給付費通知等の被保険者向けに送付する文書や広報紙等の多様な媒体を複合的に活用して、被害届の届出義務等が浸透するよう周知・広報の取組を推進してください。

(2) 第三者行為による被害に係る求償事務に係る財政支援について

適正化事業の中の給付費通知について、例えば圧着はがきの1面に第三者行為求償に関する広報を記載する場合に要する印刷代、その他の広報（チラシ作成等）等も既存の適正化事業に係る国庫補助の対象となり得ます。

表 3-32 帳票項目の説明(後期高齢者医療分)

No.	帳票項目	帳票項目内容
1	被保険者番号	前述の突合仕様で突合された受給者台帳の被保険者番号を表示する。 該当被保険者の受給者台帳において、求償期間開始年月日が認定有効期間に含まれる情報、または、求償期間開始年月日直後の異動年月日の情報の被保険者名(カナ)、生年月日、性別、要介護度、認定有効期間開始年月日、認定有効期間終了年月日を表示する。
2	被保険者名	
3	生年月日	
4	性別	
5	要介護度	
6	認定有効期間開始年月日	
7	認定有効期間終了年月日	
8	被保険者電話番号	該当被保険者の共同処理用受給者台帳において、最新の異動年月日の情報の電話番号、郵便番号、住所を表示する。
9	被保険者郵便番号	
10	被保険者住所	
11	事業所番号	<p>該当被保険者の受給者台帳において、最新(※1)の異動年月日の情報の居室サービス計画作成者区分が「居宅介護支援事業所作成」、または、「介護予防支援事業所・地域包括支援センター作成」の場合、居宅介護支援事業所番号を表示する。上述以外の場合、直近(※1)のサービス提供年月の給付実績より、施設サービス(※2)の利用している事業所番号を表示する。施設サービスの利用がない場合、空欄とする。</p> <p>※1 突合処理を実施した日時を基準とする。 ※2 様式第六、六の二、六の三、六の四、八、九、十 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護療養型医療施設サービス</p> <p>No.11 に対応した事業所名称、事業所の電話番号を表示する。</p>
12	事業所名称	求償期間開始年月日以降、直近までに介護給付費の給付実績が存在した場合、「○」を表示する。
13	事業所電話番号	
14	給付実績	

表 3-32 帳票項目の説明(後期高齢者医療分)

No.	帳票項目	帳票項目内容
15	保険者番号(後期)	第三者行為求償登録者情報の保険者番号(後期)、被保険者番号(後期)、被保険者氏名(後期)、求償期間開始年月日、求償期間終了年月日を表示する。
16	被保険者番号(後期)	
17	被保険者名(後期)	
18	求償期間開始年月日	
19	求償期間終了年月日	

3.2.4. 第三者行為求償対象者抽出機能の業務内容

(1) 業務概要図

以下に、第三者行為求償対象者抽出機能の業務概要図を示す。

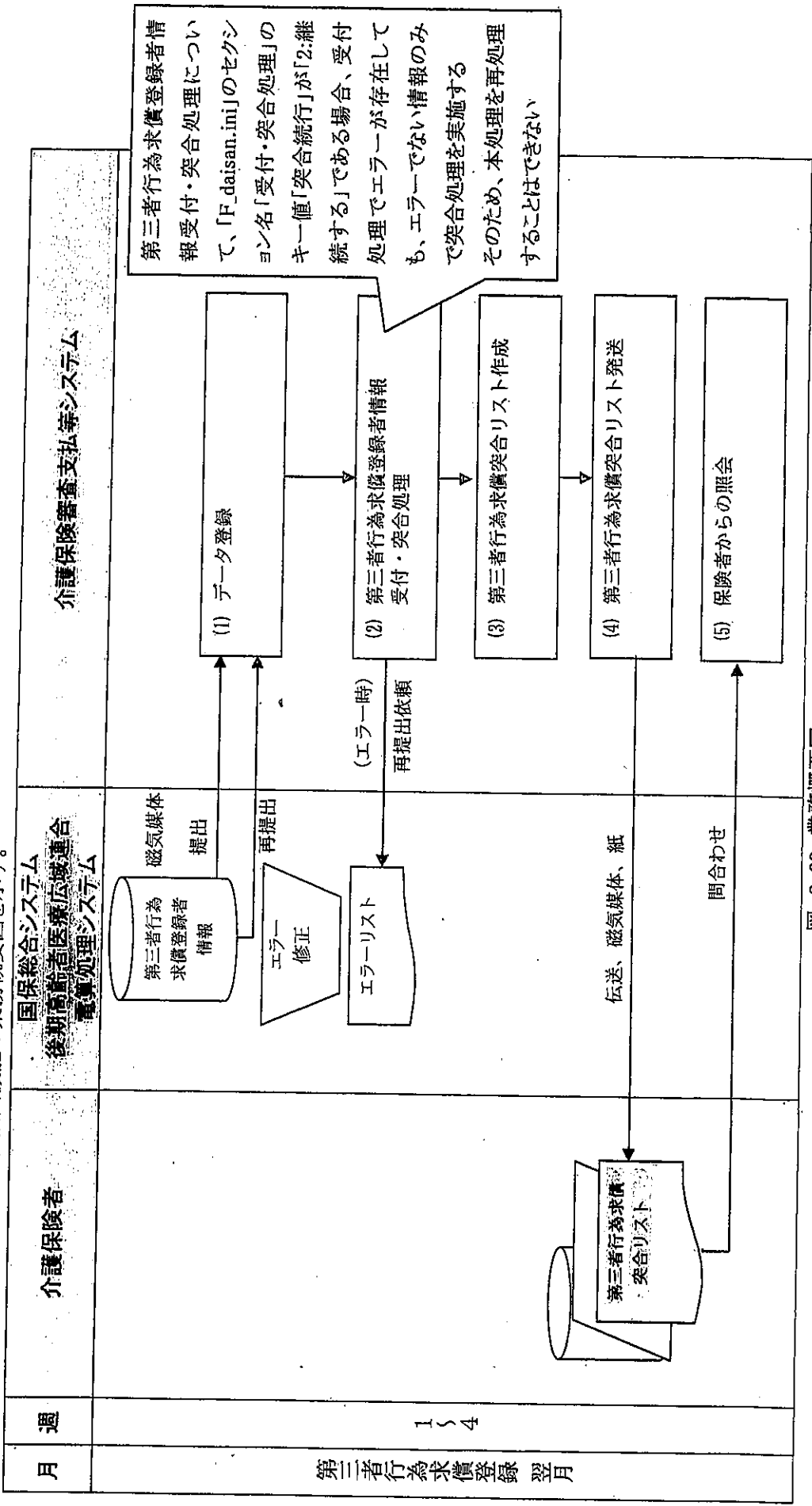


図 3-28 業務概要図

(2) 業務一覧

以下の表に、第三者行為求償対象者抽出業務の画面、処理、帳票を示す。

表 3-20 業務一覧

No.	業務	概要	対応する画面	対応する処理	対応する帳票
1	データ登録	国保総合システム及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムより受領した「第三者行為求償登録者情報」を介護保険システムに登録する。	入力データ登録 外部データ管理	- -	- -
2	第三者行為求償登録者情報受付・突合処理	「第三者行為求償登録者情報」のチェックを行い、エラーが無ければ受給者台帳と突合を行い、登録者及び突合結果をデータベースへ格納する。	第三者行為求償登録者情報受付・突合処理画面	第三者行為求償登録者情報受付・突合処理	第三者行為求償登録者情報エラーリスト
3	第三者行為求償突合リスト作成	第三者行為求償登録者情報受付・突合処理で処理した内容を「第三者行為求償突合リスト」として出力する。	第三者行為求償突合リスト作成画面	-	第三者行為求償突合リスト
4	第三者行為求償突合リスト発送	「第三者行為求償突合リスト」を伝送で保険者へ提供する。または、磁気媒体、紙で保険者へ提供する。 ※紙は手動で印刷する。	出力データ取り出し 外部データ管理	- -	- -
5	保険者からの照会	「第三者行為求償登録者・突合情報照会」画面で、送付した第三者行為求償突合リストに関する保険者からの問い合わせ対応を行う。	第三者行為求償登録者・突合情報照会画面	-	-

インタフェース仕様書
(第三者行為求償)

平成 29年 10月 30日


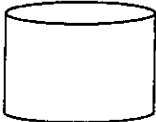

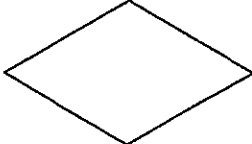


目次

1 インターフェース仕様.....	2
1.1 受け渡し概要図.....	2
1.1.1 国保連合会における第三者行為求償情報受け渡し概要.....	3
1.2 インタフェース一覧.....	5
1.2.1 第三者行為求償登録者情報.....	5
1.2.2 エラー情報.....	5
1.3 項目説明.....	6
1.3.1 第三者行為求償登録者情報.....	6
1.3.2 第三者行為求償登録者情報エラーリスト.....	9
1.3.3 第三者行為求償突合リスト.....	9
2 インタフェース規定.....	10
2.1 インタフェース方式概要.....	10
2.1.1 概要.....	10
2.2 インタフェース仕様.....	13
2.2.1 交換情報の仕様.....	13
2.2.2 磁気媒体作成上の留意事項.....	15
2.3 表記法.....	16
2.3.1 インタフェース一覧の表記について.....	16
2.3.2 項目説明の表記について.....	16
2.4 コード一覧.....	19
2.4.1 第三者行為求償コード一覧.....	19
2.5 留意事項.....	19
2.5.1 項目設定共通事項.....	19

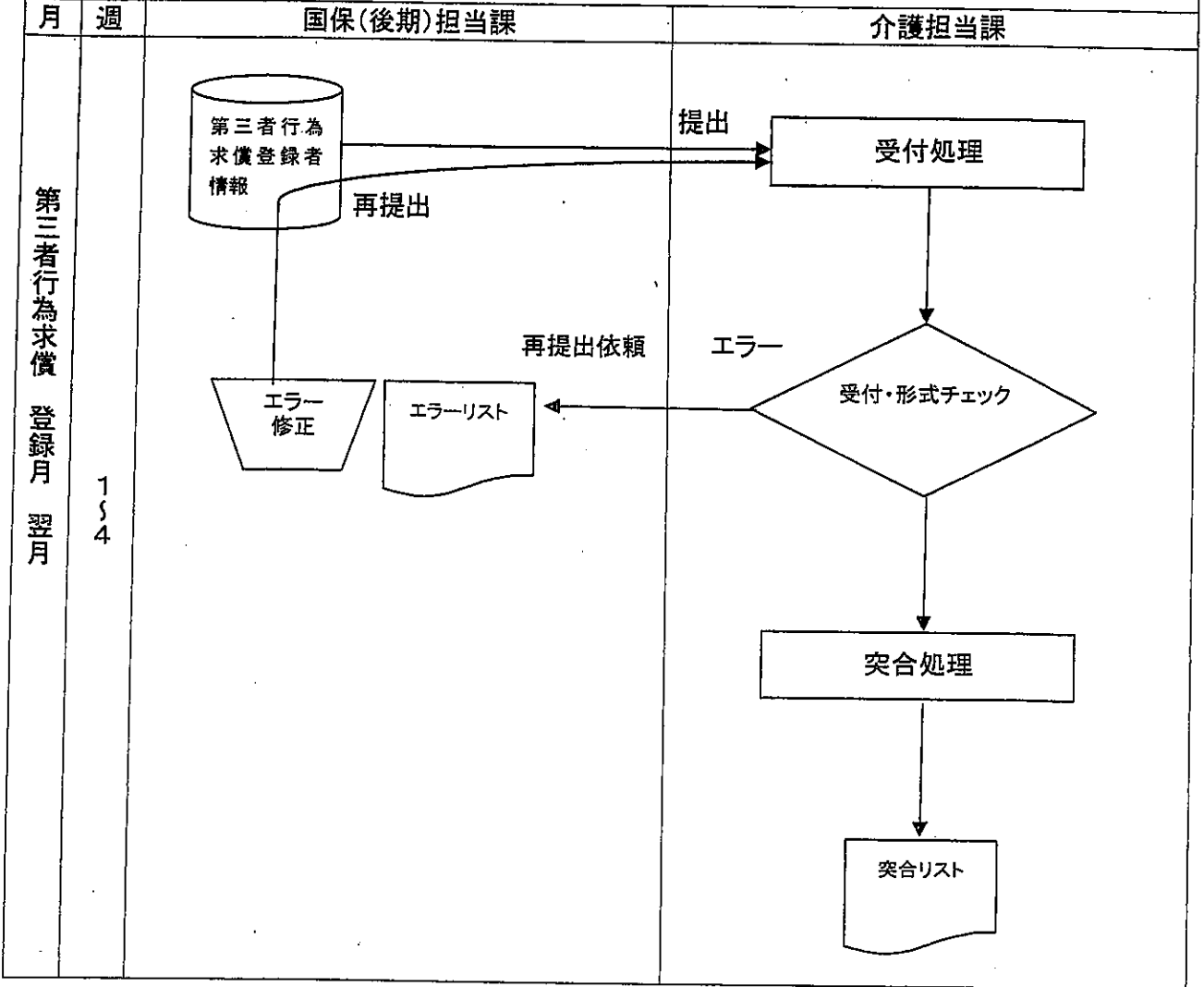
1 インターフェース仕様

1. 1 受け渡し概要図

受け渡し概要図の中で用いている図の意味は、次の通り。

表示図	内容
	伝送であることを示す。
	磁気(MO)媒体であることを示す。
	帳票であることを示す。
	業務の流れの中で判断を行うことを示す。
	業務の流れの中で特定の処理を行うことを示す。
	伝送、磁気、および帳票のいずれでもない通知の方法を示す。

第三者行為求償登録者情報受け渡し概要図



1. 2 インタフェース一覧

1. 2. 1 第三者行為求償登録者情報

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	M21	第三者行為求償登録者情報	医療保険(国民健康保険)における第三者行為求償登録者情報	国保担当課 → 介護担当課	月次	磁気
(2)	M22	第三者行為求償登録者情報	医療保険(後期高齢者医療保険)における第三者行為求償登録者情報	後期担当課 → 介護担当課	月次	磁気

種別	帳票名	受付媒体種別		
		伝送	磁気	帳票
第三者行為求償登録者情報	第三者行為求償登録者情報	×	○	×

○ … 受付可、× … 受付不可

1. 2. 2 エラー情報

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体	出力形式	
							CSV	帳票形式
(1)		第三者行為求償登録者情報エラーリスト	第三者行為求償登録者情報の受付・形式チェックでエラーとなった情報	介護担当課 → 国保担当課 後期担当課	月次	帳票		○ 汎用紙 A4ヨコ

種別	帳票名	出力媒体種別		
		伝送受付分	磁気受付分	帳票受付分
第三者行為求償登録者情報エラーリスト	第三者行為求償登録者情報エラーリスト		帳票返却	

1. 3 項目説明

本節では、連携される情報のインタフェース項目について記述する。

1. 3. 1 第三者行為求償登録者情報

国民健康保険については以下の通り設定する。

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力	備考	
1	交換情報識別番号	英数	4	国民健康保険分の第三者行為求償登録者情報の交換情報識別番号を設定する	○	「M211」固定	
2	国民健康 保険資格	保険者番号(国保)	数字	8	保険者番号(国保)を設定する	○	※3 ※4
3		被保険者証番号(国保)	英数	20	被保険者証番号(国保)を設定する	○	※4
4		宛名番号	数字	12	宛名番号を設定する		※4 ※5
5	被保険者氏名(国保)	英数	25	被保険者氏名(国保)を設定する		半角カナ	
6	生年月日	数字	8	生年月日を設定する	○	※2	
7	性別コード	数字	1	性別コードを設定する	○	※1	
8	求償期間管理番号	数字	3	求償期間管理番号を設定する	○	※1	
9	求償期間 開始年月日	数字	8	求償期間の開始年月日を設定する	○	※2	
10	求償期間 終了年月日	数字	8	求償期間の終了年月日を設定する		※2	
11	求償区分	数字	1	求償区分を設定する	○	※1	
12	削除区分コード	数字	1	削除区分を設定する	○	※1	

※1 「2.4 コード一覧」参照

※2 「2.5 留意事項：「年月日」欄参照。

※3 受給者が退職者医療制度を適用される被保険者等の場合は、退職者医療保険者番号を設定するが、国保保険者番号を記載しても差し支えない。

※4 桁数が規定に満たない場合は、右詰とし、左側をゼロで埋める。

※5 宛名番号とは、世帯における個人を特定できる番号であるが、宛名番号が設定できない場合、又は、複数の介護受給者が突合対象となる場合は、性別、生年月日により突合を行うこととする。

後期高齢者医療保険については以下の通り設定する。

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力	備考	
1	交換情報識別番号	英数	4	後期高齢者医療保険分の第三者行為求償登録者情報の交換情報識別番号を設定する	○	「M221」固定	
2	後期高齢者医療 保険資格	保険者番号(後期)	英数	8	後期高齢者医療制度の保険者番号を設定する	○	※3
3		被保険者番号(後期)	英数	8	後期高齢者医療制度の被保険者番号を設定する	○	※3
4	被保険者氏名(後期)	漢字	40	被保険者氏名(カナ)を設定する		全角カナ	
5	生年月日	数字	8	生年月日を設定する	○	※2	
6	性別コード	数字	1	性別コードを設定する	○	※1	
7	給付制限管理番号	数字	12	給付制限管理番号を設定する	○	※1	
8	納付番号	数字	3	納付番号を設定する。	○	※1	
9	求償期間 開始年月日	数字	8	給付制限の開始年月日を設定する	○	※2	
10	求償期間 終了年月日	数字	8	給付制限の終了年月日を設定する		※2	
11	求償区分	数字	1	求償区分を設定する	○	※1	
12	削除区分コード	数字	1	削除区分を設定する	○	※1	

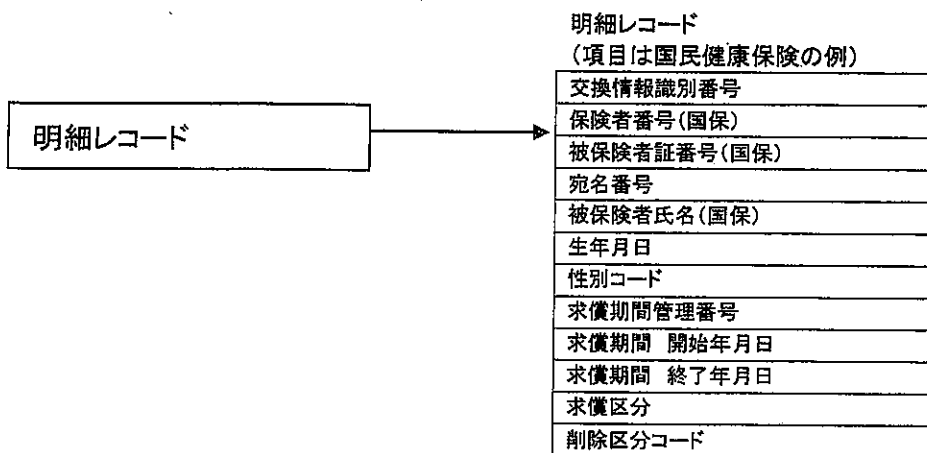
※1 「2.4 コード一覧」参照

※2 「2.5 留意事項:「年月日」欄参照。

※3 桁数が規定に満たない場合は、右詰とし、左側をゼロで埋める。

レコード構成図

第三者行為求償登録者情報レコード構成図



1. 3. 2 第三者行為求償登録者情報エラーリスト

帳票のみの出力情報であるため、項目を記載しない

1. 3. 3 第三者行為求償突合リスト

帳票およびエクセルの出力情報であるため、項目を記載しない

2 インタフェース規定

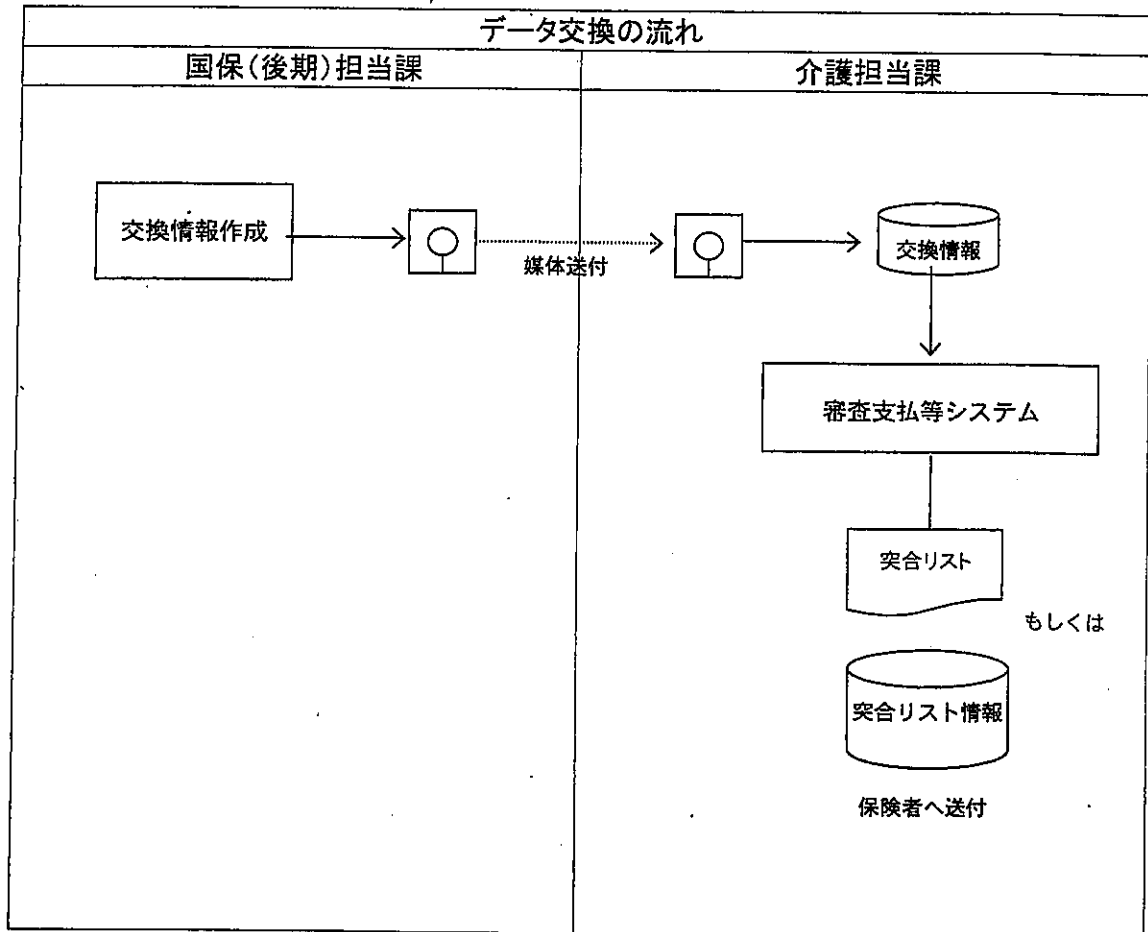
本節では、国保(後期)担当課および介護担当課とのインタフェースの一般的な規定について述べる。

2.1 インタフェース方式概要

2.1.1 概要

国保(後期)担当課が作成した交換情報は、磁気媒体を介して介護担当課に送付される。介護担当課では、受領した交換情報を本システム内に読み込み、各業務処理を実行する。

(1) データ交換の流れ



(2) エラー処理

介護担当課へのデータ交換において、交換情報にエラーが検出される場合として、次のようなものが考えられる。

・媒体エラー

磁気媒体そのものの不良により、交換情報の読取りに失敗した場合。

・データフォーマットエラー

ファイルフォーマット、レコードフォーマットの不具合により、交換情報のフォーマット変換時にエラーが検出された場合。

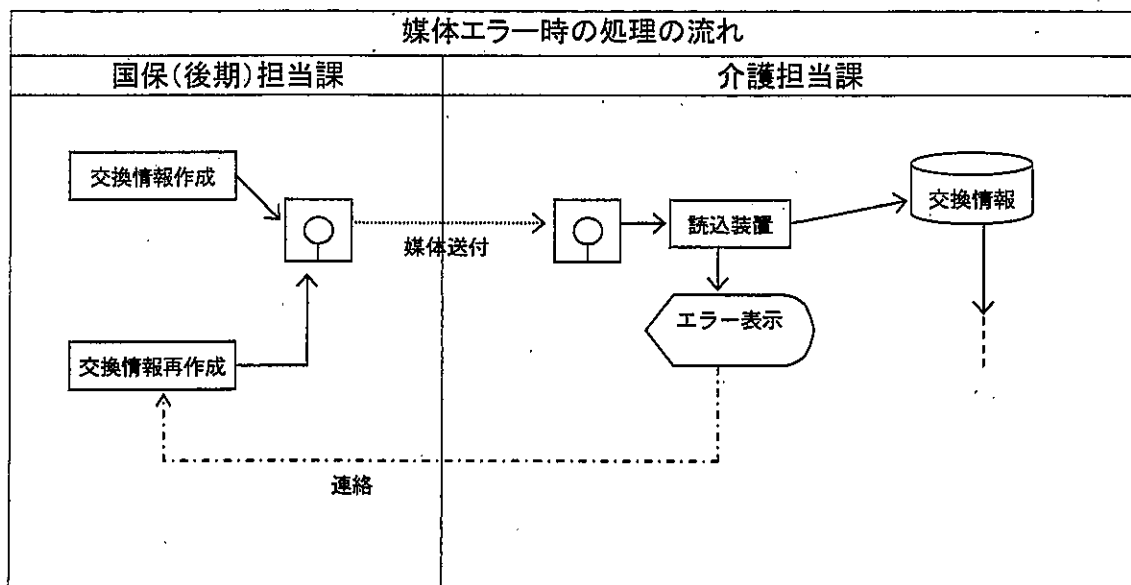
・データ内容エラー

データ内容の不具合により、交換情報のフォーマット変換終了後、業務処理内でエラーが検出された場合。

媒体エラー、データフォーマットエラー及びデータ内容エラーが検出された場合、次のような流れに従いこれを処置する。

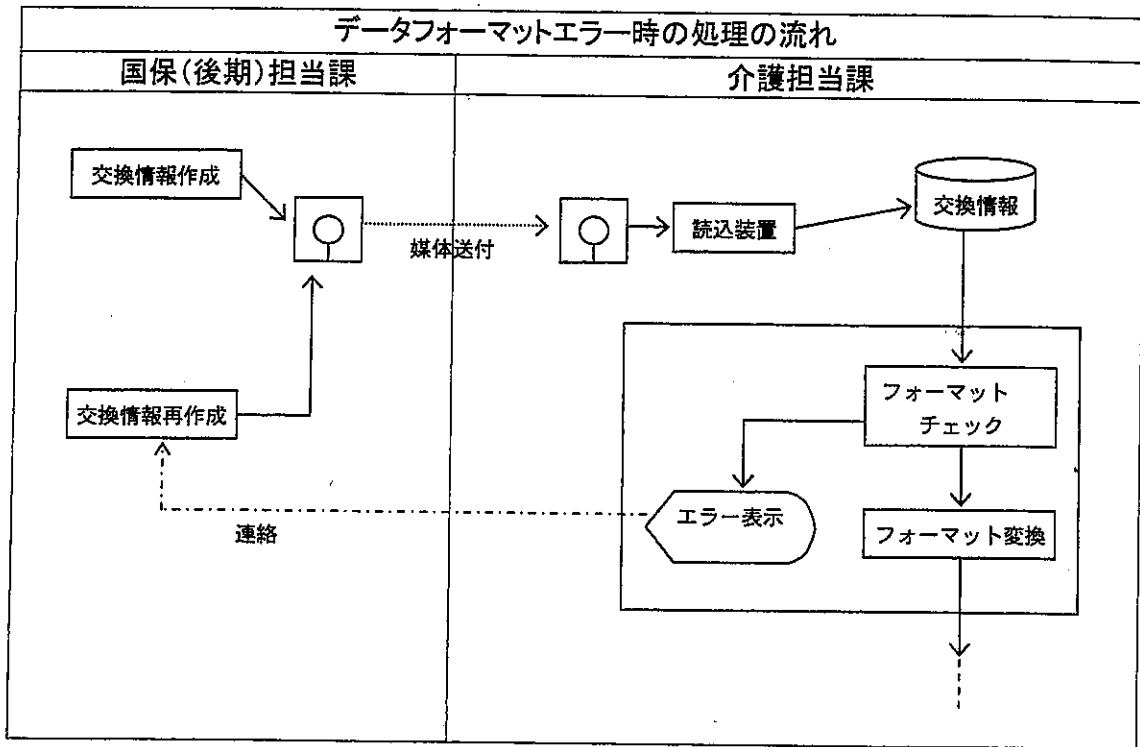
① 媒体エラー

媒体エラーによって磁気媒体の読取りに失敗した場合は、電話によりその旨を送付元に連絡し、交換情報の再作成・再送付を依頼する。この際、必要に応じて送付媒体の返却を行う。



② データフォーマットエラー

データフォーマットチェックによりファイルフォーマット、レコードフォーマットのエラーが検出された場合は、電話によりその旨を送付元に連絡し、交換情報の再作成・再送付を依頼する。この際、必要に応じて送付媒体の返却を行う。



③ データ内容エラー

データ内容の不具合によるエラーが検出された場合は、1. 1. 1の流れで処置を実行する。

2. 2 インタフェース仕様

2. 2. 1 交換情報の仕様

(1) 文字コード

① シフトJISコード

シフトJISコードは、日本工業規格(JIS X0208:1997 附属書1)で規定されているが、本システムでは Windows標準で使用されているコード体系(JIS X0208 の漢字文字集合を未使用領域にシフトさせたコード体系)で通常に使用できる文字を使用する。

ただし、本システムでは以下の文字を使用不可とする。

・使用不可能文字

項番	使用不可能文字	文字コード(16進表記)
1	'(シングルコーテーション)	27

② 外字

交換情報の被保険者等名及び住所の項目に外字が含まれる場合は、外字部分の文字コードをシフトJISの外字コードに変換して格納する。

ただし、本システムでは全ての外字を取り扱い対象外とするため、当該データが印字対象となる場合は、正常な表示とはならない。

※外字コード

シフトJISコード上での外字コード領域には、16進コード…0xF040～0xF9FCの範囲で2バイト目が16進コード…0x40～0x7E及び0x80～0xFCの1880文字が割り当てられている。

(2) 特記事項

CSV 形式ファイル

- ・各レコードは可変長レコードとし、レコードの終わりには「改行コード(16進…0x0D0A)」を設定する。
- ・各項目間には区切り(セパレータ)として「カンマ(16進コード…0x2C)」を設定する。
英数属性、数字属性および漢字属性の項目はデータの両側を「ダブルコーテーション(16進コード…0x22)」で囲む。ただし、各項目の内容に「カンマ」、「ダブルコーテーション」、「スペース(16進コード…0x20)」および漢字(2バイトコード)を含まない場合は、データの両側の「ダブルコーテーション」を省略することができる。
- ・英数属性の項目の内容に「ダブルコーテーション」を含む場合は、2つの「ダブルコーテーション」を連続して設定する。(1文字の「ダブルコーテーション」として扱われる。)
- ・数字属性の項目の内容がゼロの場合は、「ゼロ(16進コード…0x30)」を設定する。
- ・各レコードには「改行コード」および漢字(2バイトコード)を除き、16進コード…0x00~0x1Fの文字を使用しない。
- ・項目の入力を省略する場合は、データを省略して「カンマ」を連続させる。
- ・全ての桁に意味のある項目の場合は、内容に含まれるスペース、ゼロ等を省略しない。

2. 2. 2 磁気媒体作成上の留意事項

(1) 全般

- ・国保(後期)担当課と介護担当課での情報交換は、インタフェースレイアウトのまま行い、介護システム特有のコントロールレコード等は付加しない。
- ・入力ファイルの命名規則は、以下のとおりとする。

交換情報識別番号先頭3桁+処理年月(YYYYMM)6桁+連番5桁. CSV

連番は、情報交換する単位で重複することがないように、任意に「00001」から付する。

交換情報識別番号先頭3桁は英数字、処理年月及び連番は数字のみ設定可能とする。

国保の場合) M2120171000001.CSV

後期の場合) M2220171000001.CSV

2. 3 表記法

2. 3. 1 インタフェース一覧の表記について

(1) インタフェース一覧の内容

交換情報の一覧を表す。

① 項番

・業務毎の「項目説明」における各交換情報への対応を表す。

② 識別

・交換情報識別番号を表す。

③ 情報名

・交換情報の情報名を表す。

④ 内容

・交換情報の内容を表す。

⑤ ルート

・交換情報の送付元および送付先を表す。

⑥ 周期

・情報交換の周期(月次、日次等の区別)または送付時期を表す。

⑦ 媒体

・交換情報の送付媒体を表す。

⑧ 出力形式

・介護担当課が送付する交換情報の出力形式を表す。

CSV : 伝送または磁気媒体にCSV形式で出力可能な場合は“○”で表す。

EXCEL : 伝送または磁気媒体にEXCELファイル形式で出力可能な場合は“○”で表す。

帳票形式 : 帳票(紙媒体)として出力可能な場合は“○”で表し、出力される用紙の種別(汎用紙/専用紙)とサイズ等を付記する。

2. 3. 2 項目説明の表記について

(1) 項目説明の内容

交換情報に「データ」として設定する項目の内容を表す。

① 項番

・項目の連番。

CSV形式で交換情報を作成する場合は、この単位でデータの区切り(カンマ)を設定することを表す。

② 項目名

・項目名を表す。

③ 属性

・特に記載が無い限り、以下の形式でデータを設定することを表す。

英数 : 半角の英字、数字、カナ文字1文字をそれぞれ1バイトで表す。半角の英小文字は使用できない。

数字： 0, 1, 2, ~, 9の数字1桁をそれぞれ1バイトで表す。

※1 属性として数字となっているものは、

0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9の数字1桁をそれぞれ1バイトで表す。

漢字： 漢字1文字をそれぞれ2バイトで表す。

・「英数」項目には漢字(2バイトコード)を混在させない。

・「漢字」項目には半角の英字、数字、カナ文字(1バイトコード)を混在させない。

④ バイト数

・設定するデータの長さをバイト数で表す。

・CSV形式の場合は項目の最大長を表す。

⑤ 内容

・設定する項目の内容を表す。

⑥ 必須入力

・入力が必要の項目を“○”で表す。

・特定の条件により入力が必要となる場合は、条件のマトリックスまたは注記として表末に記述する。

⑦ 備考

・設定するデータの形式、コード一覧の参照先等の特記事項を表す。

(2) データ設定例

以下の交換情報にデータを設定する例を示す。

項番	項目名	属性	バイト数	必須入力	備考	設定値例
1	A(文字列)	英数	5	○		ABCD
2	B(数値)	数字	6	○		1542
3	C(漢字文字列)	漢字	8	○		介護
4	D(年月日)	数字	8	○		2005年4月1日
5	E(中間にスペースを含む文字列)	英数	4	○		XY Z
6	F(ゼロ)	数字	6			0
7	G(スペースのみ)	英数	6			
8	H(先頭にスペースを含む文字列)	英数	5			KLM
9	I(数値…金額等)	数字	6			987,654円

以下のデータを設定する。(設定例1、設定例2の何れも同じ結果となる。)

・設定例1

位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
設定値	A	B	C	D	,	1	5	4	2	,	"	介	護						"	,	2	0	0	5	0	4	0	1	,	"	X	Y		Z	"	,	0	,		
位置	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55																									
設定値	"		K	L	M	"	,	9	8	7	6	5	4	改行コード																										

・設定例2

位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
設定値	A	B	C	D		,	0	0	1	5	4	2	,	"	介	護				"	,	2	0	0	5	0	4	0	1	,	"	X	Y		Z	"	,			
位置	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59																					
設定値	0	,	"		K	L	M	"	,	9	8	7	6	5	4	改行コード																								

2. 4 コード一覧

2. 4. 1 第三者行為求償コード一覧

項番	コード名称	属性	バイト数	内容
1	性別コード	数字	1	1:男 2:女
2	求償期間管理番号	数字	3	被保険者、求償期間単位で一意に付番された3桁の番号(第三者行為求償登録者情報(国保)にのみ存在)
3	給付制限管理番号	数字	12	第三者行為求償情報の登録年月単位で付番された12桁の番号(YYYYMM+連番(6桁))(第三者行為求償登録者情報(後期)にのみ存在)
4	納付番号	数字	3	給付制限管理番号単位で一意に付番された3桁の番号(第三者行為求償登録者情報(後期)にのみ存在)
5	求償区分	数字	1	1:交通事故 2:傷害事故 3:その他
6	削除区分コード	数字	1	0:有効 1:削除

2. 5 留意事項

2. 5. 1 項目設定共通事項

(1) 「年月日」欄

- ・年月日を西暦年4桁、月2桁、日2桁の半角数字で表す。
 - ・月、日が1桁の場合は、それぞれ直前に“0”を付加して2桁にする。
- (例) 2005年 4月 1日 の場合は、“20050401”を設定する。

兵庫県国民健康保険団体連合会における個人情報の保護に関する規程

平成21年11月27日

制定

改正 平成22年2月10日

平成26年3月13日

平成28年2月19日

兵庫県国民健康保険団体連合会における個人情報の保護に関する規程（平成16年7月14日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

（1）特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

（2）前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この規程において「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

4 この規程において「保有個人データ」とは、連合会が、開示、内容の訂正、追加及び削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。

5 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（連合会の責務）

第3条 連合会は、個人情報を取り扱うに当たっては、第1条の目的を達成するために、必要な措置を講じなければならない。

2 連合会は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し教育及び研修を行い、その指導及び監督に努めなければならない。

（役職員の責務）

第4条 連合会の役員及び職員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 連合会の役員又は職員が故意又は重大な過失により前項の規定に反したときは、それにより生じた損害の全部又は一部につき当該役員又は職員は賠償の責任を負うものとする。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報取扱責任者の設置）

第5条 連合会は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報取扱責任者を置かなければならない。

2 前項に規定する個人情報取扱責任者は、連合会の専務理事とする。

（利用目的の特定）

第6条 連合会は、個人情報を取り扱うに当たっては、連合会規約に規定する事業を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 前項の規定に基づく利用目的の特定は、別表に掲げるとおりとする。

3 連合会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第7条 連合会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 連合会は、他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第8条 連合会は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。
(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 連合会は、個人情報を取得するに当たって、あらかじめその利用目的を公表しておくか、個人情報を取得した場合、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 連合会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 連合会は、保険者等から委託を受けた業務以外で、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより連合会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(データ内容の正確性の確保)

第10条 連合会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第11条 連合会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事務処理の委託)

第12条 連合会は、個人データの取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項の処理を委託するときは、委託契約書等において次の各号に掲げる事項について、条件を付さなければならない。
 - (1) 秘密保持の義務に関する事項
 - (2) 再委託の禁止に関する事項
 - (3) 目的外使用の禁止に関する事項
 - (4) 複写及び複製の禁止に関する事項
 - (5) 事故報告義務に関する事項
 - (6) 提供資料の返還義務に関する事項

- (7) 調査の実施に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、連合会が必要と認める事項
- (9) 前各号に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
(第三者提供の制限)

第13条 連合会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 連合会は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 連合会は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 連合会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 連合会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 連合会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 連合会の名称
 - (2) すべての保有個人データの利用目的（第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く）
 - (3) 保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の手続の方法、及び保有個人データの利用目的の通知又は開示に係る手数料の額
 - (4) 苦情の申出先等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければならない。
- 2 連合会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らか

(2) 第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 連合会は、利用目的の通知をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示)

第15条 連合会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにもその旨知らせることとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 連合会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 連合会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければならない。

3 他の法令の規定により、保有個人データの開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものとする。

(保有個人データの訂正等)

第16条 連合会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 連合会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第17条 連合会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第7条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第8条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 連合会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 連合会は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示等の求めに応じる手續)

第18条 連合会は、保有個人データの開示等の求めに関し、本人に過重な負担を課すも

のとならない範囲において、以下の事項について、その求めを受け付ける方法を定めることができる。

- (1) 開示等の求めの受付先
- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の求めの受付方法
- (3) 開示等の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法
- (4) 保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

2 連合会は、本人に対し、開示等の求めに関して、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、連合会は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した措置をとらなければならない。

3 保有個人データの開示等の求めは、本人のほか、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、当該求めをすることにつき本人が委任した代理人によってすることができる。
(手数料)

第19条 連合会は、保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 連合会は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料の額を定めなければならない。
(理由の説明)

第20条 連合会は、本人から求められた保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等において、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨本人に通知する場合は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。また、苦情への対応体制についても併せて説明しなければならない。
(苦情の処理)

第21条 連合会は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

2 連合会は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。
(個人情報問合せ窓口の設置)

第22条 連合会は、第18条の規定に基づく開示等の請求、第21条の規定に基づく個人情報取扱いに関する苦情対応等、個人情報全般に関する問合せ窓口として、個人情報問合せ窓口を設置する。

2 前項の個人情報問合せ窓口は、総務部総務課に設置する。

3 前2項の個人情報問合せ窓口の受付対応日は、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、個人情報取扱いに関し必要な事項は、連合会の理事長が定める。

附 則

この規程は、平成21年11月27日から施行する。

附 則 (平成22年2月10日)

この規程は、平成22年2月10日から施行する。

附 則 (平成26年3月13日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月19日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

<p>《国保診療報酬等審査支払業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトの審査 ・保険者等への診療報酬の請求 ・保険医療機関等への診療報酬の支払
<p>《療養費等審査支払業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復施術療養費支給申請書等の審査 ・柔道整復施術機関等への支払 ・療養費支給申請書等の審査
<p>《介護給付費等審査支払業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費明細書の審査 ・保険者等への介護報酬の請求 ・介護サービス事業所等への介護報酬の支払 ・受給者等からの苦情処理
<p>《後期高齢者医療診療報酬審査支払業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトの審査 ・保険者等への診療報酬の請求 ・保険医療機関等への診療報酬の支払
<p>《保険者事務の共同処理業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保保険者事務共同電算処理事業 ・高額医療費・高額療養費共同電算処理事業 ・保険者レセプト管理システム運用管理業務 ・特定健診等データ管理・共同処理事業 ・高額・超高額医療費共同事業 ・保険財政共同安定化事業 ・第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業 ・介護保険事務共同処理事業 ・介護サービス苦情処理事業 ・後期高齢者医療広域連合事務代行業務 ・高額医療・高額介護合算療養費支給額計算等業務
<p>《医療費適正化に関する業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検保険者支援事業 ・介護給付適正化対策事業 ・介護保険市町職員研修会 ・介護サービス苦情処理担当者研修会
<p>《共同目的達成のための業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保制度改善強化運動 ・高額療養費支払資金貸付事業 ・障害者総合支援給付支払等業務 ・出産育児一時金等直接支払業務 ・保険料の年金からの特別徴収に係る情報交換業務
<p>《保健事業に関する業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診等の支援事業 ・各種医療情報等活用促進事業 ・健康づくり運動の推進支援 ・健康増進推進会議の開催 ・保健事業担当者研修会の開催 ・兵庫県在宅保健師の会との連携 ・兵庫県保険者協議会の支援

<p>《広報・啓発事業に関する業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国保ひょうご」の発行、配付 ・マスメディア等を活用した広報・啓発事業
<p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業の実施 ・各種表彰の実施 ・会員名簿の作成

第12回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(審議事項④)

平成29年11月8日

個人情報の提供の制限に関する例外事項について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療広域連合

蓬萊



諮問書

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、個人情報の提供の制限に関する例外事項についての類型を定めることについて、貴審査会の意見を求めます。

記

1 類型

(1) 争訟

公益上の必要から、争訟の当事者である当広域連合が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供する場合。

ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

(2) 監査・指導等

公益上の必要から、高齢者の医療の確保に関する法律、指導大綱及び監査要綱等に基づく保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等の指導又は報告等にかかる業務に関して厚生労働大臣、地方厚生（支）局長、又は都道府県知事に広域連合が保有する個人情報を提供する場合。

ただし、特定の個人の識別がなければその目的を達成することができず、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

2 理由

(1) 争訟

当広域連合が争訟の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには、当初の収集目的にかかわらず、訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合がある。当広域連合が当事者となる争訟に十分な主張立証を尽くすことは、後期高齢者医療制度の健全な運営を確保するものであることから、公益に資するものであり、公益上の必要性が認められるため。

(2) 監査・指導等

厚生労働大臣等が法令等に基づいて保険医療機関等の指導等を行うために必要な情報を提供することは、後期高齢者医療制度をはじめ、各医療保険制度の健全な運営を確保するものであることから、公益上の必要性が認められるため。

高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）

（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）

第六十六条 保険医療機関等は療養の給付に関し、保険医等は後期高齢者医療の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）

第八十条 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

（報告等）

第八十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第六十一条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。

3 都道府県知事は、指定訪問看護事業者につきこの法律の規定による指定訪問看護に関し健康保険法第九十五条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

○保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について

(平成七年一二月二二日)

(保発第一一七号)

(各都道府県知事あて厚生省保険局長通知)

標記については、「社会保険医療担当者指導大綱について」(昭和三二年七月四日保発第六二号)及び「社会保険医療担当者の監査について」(昭和二八年六月一〇日保発第四六号)により取り扱ってきたところであるが、今般、中央社会保険医療協議会審査、指導・監査小委員会報告を受け、別添一「指導大綱」及び別添二「監査要綱」により取り扱うこととし、平成八年四月以降の指導及び監査から実施することとしたので通知する。

(別添1)

指導大綱

第1 目的

この大綱は、厚生労働大臣若しくは地方厚生(支)局長又は都道府県知事が、健康保険法(大正11年法律第70号)第73条(同法及び船員保険法(昭和14年法律第73号)において準用する場合を含む。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第66条(同法において準用する場合を含む。))の規定に基づき、保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。))又は保険医若しくは保険薬剤師(以下「保険医等」という。))に対して行う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療(調剤を含む。以下同じ。))の内容又は診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。))の請求に関する指導について基本的事項を定めることにより、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、保険医療機関等及び保険医等に対し「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年厚生省令第15号)、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」(昭和32年厚生省令第16号)、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和51年厚生省令第36号)、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18

年厚生労働省告示第99号)、「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準」(昭和58年厚生省告示第14号)等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。

なお、指導を行うに当たっては、医師会、歯科医師会及び薬剤師会、審査支払機関並びに保険者に協力を求め、円滑な実施に努める。

第3 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、地方厚生(支)局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行う。

2 集団的個別指導

集団的個別指導は、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

3 個別指導

個別指導は、厚生労働省又は地方厚生(支)局及び都道府県が次のいずれかの形態により、指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。

- (1) 地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うもの(以下「都道府県個別指導」という。)
- (2) 厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うもの((3)に掲げるものを除く。以下「共同指導」という。)
- (3) 厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うものであって、特定の範囲の保険医療機関等又は緊急性を要する場合等共同で行う必要性が生じた保険医療機関等について行うもの。(以下「特定共同指導」という。)

第4 指導対象となる保険医療機関等及び保険医等の選定

指導は、原則としてすべての保険医療機関等及び保険医等を対象とするが、効果的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準に基づいて対象となる保険医療機関等又は保険医等の選定を行う。

1 選定委員会の設置等

- (1) 地方厚生(支)局分室等(北海道厚生局にあっては当該厚生局(医療指導課)、その他の地方厚生(支)局にあっては当該厚生(支)局(指導監査課)及び分室)に地方厚生(支)局長が指名する技官及び事務官等を構成員とする選定委員会を設置する。

なお、選定委員会には都道府県の職員も参画することができる。

- (2) 選定委員会においては、集团的個別指導及び都道府県個別指導の対象となる保険医療機関等並びに共同指導及び特定共同指導の対象候補となる保険医療機関等について、選定基準に照らして公正に選定を行う。
- (3) 選定委員会は、選定に当たり必要と認められるときは、都道府県の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「支払基金等」という。)に意見を聴くことができる。
- (4) 共同指導及び特定共同指導の対象となる保険医療機関等については、対象候補の中から厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が協議のうえ選定を行う。

2 集团的個別指導の選定基準

次の選定基準に基づいて選定する。

- (1) 新規指定の保険医療機関等については、概ね1年以内にすべてを対象として実施する。
- (2) 診療報酬の改定時における指導、保険医療機関等の指定更新時における指導、臨床研修指定病院等の指導、保険医等の新規登録時における指導等については、指導の目的、内容を勘案して選定する。

3 集团的個別指導の選定基準

保険医療機関等の機能、診療科等を考慮した上で診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下同じ。)の1件当たりの平均点数が高い保険医療機関等(ただし、取扱件数の少ない保険医療機関等は除く。以下「高点数保険医療機関等」という。)について1件当たりの平均点数が高い順に選定する。

なお、集团的個別指導又は個別指導を受けた保険医療機関等については、翌年度及び翌々年度は集团的個別指導の対象から除く。

4 個別指導の選定基準

(1) 都道府県個別指導

次に掲げるものについて、原則として全件都道府県個別指導を実施する。

- ① 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関等
 - ② 個別指導の結果、第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関等又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関等
 - ③ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関等
 - ④ 集団的個別指導の結果、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関等
 - ⑤ 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの(ただし、集団的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。)
 - ⑥ 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した保険医療機関等
 - ⑦ その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等
- (2) 共同指導

- ① 過去における都道府県個別指導にもかかわらず、診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られず、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- ② 支払基金等から診療内容又は診療報酬の請求に関する連絡があり、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- ③ 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの(ただし、集団的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。)
- ④ その他特に共同指導が必要と認められる保険医療機関等

(3) 特定共同指導

- ① 医師等の卒後教育修練や高度な医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学附属病院、特定機能病院等の保険医療機関
- ② 同一開設者に係る複数の都道府県に所在する保険医療機関等
- ③ その他緊急性を要する場合等であって、特に特定共同指導が必要と認められる保険医療機関等

第5 指導担当者

地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行う指導については、原則として地方厚生(支)局にあっては、地方厚生(支)局長が指名する技官

及び事務官並びに非常勤の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師が、都道府県にあっては、都道府県において適当と認める者が担当する。

厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行う指導については、上記に加えて厚生労働省保険局医療課の医療指導監査担当官が担当する。

第6 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導実施通知

指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を決定したときは、地方厚生(支)局はあらかじめ集団指導の日時、場所、出席者等を文書により当該保険医療機関等又は保険医等に通知する。なお、当該通知には、当該集団指導を地方厚生(支)局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

(2) 出席者

保険医療機関等を対象とした集団指導については、指導の内容等により決定する。

(3) 指導の方法

集団指導は、保険診療の取扱い、診療報酬請求事務、診療報酬の改定内容、過去の指導事例等について、講習、講演等の方法で行う。

2 集団的個別指導

(1) 指導実施通知

指導対象となる保険医療機関等を決定したときは、地方厚生(支)局はあらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保険医療機関等に通知する。なお、当該通知には、当該個別指導を地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

- ① 集団的個別指導の根拠規定及び目的
- ② 指導の日時(土曜日及び休日を除く。)及び場所
- ③ 出席者
- ④ 準備すべき書類等

(2) 出席者

指導に当たっては、原則として指導対象となる保険医療機関等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて保険医等、診療報酬請求事務担当者等の出席を求める。

(3) 指導の方法

指導は、原則として少数の診療報酬明細書に基づき、個別に簡便な面接懇談方式により行う。指導の際には、翌年度においても高点数保険医療機関等に該当した場合は、翌々年度における個別指導の対象となることを伝える。

(4) 学識経験者の立会いの依頼等

- ① 健康保険法第73条第2項(同法及び船員保険法において準用する場合を含む。)、国民健康保険法第41条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条第2項(同法において準用する場合を含む。))の規定に基づく立会いの必要があると認めたときは、地方厚生(支)局長は都道府県医師会、同歯科医師会又は同薬剤師会(以下「都道府県医師会等」という。)に対して文書等により立会いの依頼を行う。

また、都道府県医師会等が指導に立ち会わない場合にあつて、必要があると認めたときは、地方厚生(支)局長は支払基金等に対して審査委員の立会いの依頼を行うことができる。

- ② 地方厚生(支)局長及び都道府県知事は、指導時において立会者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 個別指導

(1) 指導実施通知

指導対象となる保険医療機関等を決定したときは、地方厚生(支)局はあらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保険医療機関等に通知する。なお、当該通知には当該個別指導を厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県又は地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

- ① 個別指導の根拠規定及び目的
- ② 指導の日時(土曜日及び休日を除く。)及び場所
- ③ 出席者
- ④ 準備すべき書類等

(2) 出席者

指導に当たっては、指導対象となる保険医療機関等の開設者(又はこれに代わる者)及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて保険医等、診療報酬請求事務担当者、看護担当者等の出席を求める。

(3) 指導の方法

指導は、原則として指導月以前の連続した2カ月分の診療報酬明細書に基づき、関係書類等を閲覧し、面接懇談方式により行う。

(4) 学識経験者の立会いの依頼等

集团的個別指導に準じて立会いの依頼等を行う。ただし、共同指導又は特定共同指導の場合にあっては、厚生労働大臣から日本医師会、日本歯科医師会又は日本薬剤師会（以下「日本医師会等」という。）に対しても、文書等により立会いの依頼を行う。

(5) 指導記録の作成

指導担当者は、指導後、指導内容を記録する。

第7 指導後の措置等

1 指導後の措置

(1) 集团的個別指導

翌年度においても高点数保険医療機関に該当した場合、翌々年度に個別指導を行う。

なお、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関等にあっては、集团的個別指導後、概ね一年以内に都道府県個別指導を行う。

(2) 個別指導

個別指導後の措置は、次のとおりとし、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性等により措置する。

① 概ね妥当

診療内容及び診療報酬の請求に関し、概ね妥当適切である場合

② 経過観察

診療内容又は診療報酬の請求に関し、適正を欠く部分が認められるものの、その程度が軽微で、診療担当者等の理解も十分得られており、かつ、改善が期待できる場合

なお、経過観察の結果、改善が認められないときは、当該保険医療機関等に対して再指導を行う。

③ 再指導

診療内容又は診療報酬の請求に関し、適正を欠く部分が認められ、再度指導を行わなければ改善状況が判断できない場合

なお、不正又は不当が疑われ、患者から受療状況等の聴取が必要と考えられる場合は、速やかに患者調査を行い、その結果を基に当該保険医療機関等の再指導を行う。患者調査の結果、不正又は著しい不当が明らかとなった場合は、再指導を行うことなく当該保険医療機関等に対して「監査要綱」に定めるところにより監査を行う。

④ 要監査

指導の結果、「監査要綱」に定める監査要件に該当すると判断した場合

この場合は、後日速やかに監査を行う。

なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当が疑われる場合にあっては、指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

2 指導結果の通知等

(1) 集団的個別指導

指導担当者は、集団的個別指導が終了した時点において、当該保険医療機関等に対し、口頭で指導の結果を説明する。

(2) 個別指導

地方厚生(支)局は、指導の結果及び指導後の措置について文書により当該保険医療機関等に通知する。

なお、指導担当者は、個別指導が終了した時点において、当該保険医療機関等に対し、口頭で指導の結果を説明する。

3 改善報告書の提出

地方厚生(支)局は、当該保険医療機関等に対して、前記2の(2)の指導の結果で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求める。

第8 指導拒否への対応

1 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した場合は、個別指導を行う。

2 正当な理由がなく個別指導を拒否した場合は、監査を行う。

第9 その他

1 共同指導又は特定共同指導を行うに当たり、必要があると認められる場合には、厚生労働省の顧問医師団を構成する医療技術参与を派遣する。

2 地方厚生(支)局は指導の実施状況について、別に定めるところにより厚生労働省保険局医療課に報告する。

(別添2)

監査要綱

第1 目的

この要綱は、厚生労働大臣若しくは地方厚生(支)局長又は都道府県知事が、健康保険法(大正11年法律第70号)第78条(同法及び船員保険法(昭和14年法律第73号)において準用する場合を含む。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第72条(同法において準用する場合を含む。)の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に対し、健康保険法、船員保

険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療(調剤を含む。以下同じ。)の内容又は診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求について行う監査に関する基本的事項を定めることにより、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となる保険医療機関等の選定基準

監査は、次のいずれかに該当する場合に、地方厚生(支)局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うものとする。

- 1 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 度重なる個別指導(「指導大綱」に定める「個別指導」をいう。以下同じ。)によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- 4 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

第4 監査担当者

監査は、原則として地方厚生(支)局にあつては、地方厚生(支)局長が指名する、技官及び事務官並びに非常勤の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師が、都道府県にあつては都道府県において適当と認められる者が担当する。必要と認められる場合は、厚生労働省保険局医療課の医療指導監査担当官も共同して担当する。

第5 監査の方法等

1 事前調査

監査担当者は、原則として監査を実施する前に診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。)による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、患者等に対する実地調査を行う。

2 監査実施通知

監査対象となる保険医療機関等を決定したときは、地方厚生(支)局はあらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保険医療機関等

に通知する。なお、当該通知には、当該監査を地方厚生(支)局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時(土曜日及び休日を除く。)及び場所
- (3) 出席者
- (4) 準備すべき書類等

3 出席者

監査に当たっては、監査対象となる保険医療機関等の開設者(又はこれに代わる者)及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて保険医若しくは保険薬剤師(以下「保険医等」という。)、診療報酬請求事務担当者、看護担当者その他の従業者(これらの職にあった者を含む。)又は関係者の出席を求める。

4 学識経験者の立会いの依頼等

- (1) 健康保険法第78条第2項において準用する同法第73条第2項(同法及び船員保険法において準用する場合を含む。)、国民健康保険法第45条の2第4項において準用する同法第41条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第2項において準用する同法第66条第2項(同法において準用する場合を含む。)の規定に基づく立会いの必要があると認めるときは、厚生労働大臣にあつては日本医師会、日本歯科医師会又は日本薬剤師会(以下「日本医師会等」という。)に対して、地方厚生(支)局長にあつては都道府県医師会、同歯科医師会又は同薬剤師会(以下「都道府県医師会等」という。)に対して、文書等により立会いの依頼を行う。

また、日本医師会等又は都道府県医師会等が監査に立ち会わない場合にあつて、必要があると認めるときは、地方厚生(支)局長は都道府県の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「支払基金等」という。)に対して文書等により審査委員の立会いの依頼を行うことができる。

- (2) 厚生労働大臣又は地方厚生(支)局長及び都道府県知事は、監査時において立会者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

第6 監査後の措置

1 行政上の措置

行政上の措置は、健康保険法第 80 条の規定に基づく保険医療機関等の指定の取消、同法第 81 条の規定に基づく保険医等の登録の取消（以下「取消処分」という。）並びに保険医療機関等及び保険医等に対する戒告及び注意とし、不正又は不当の事案の内容により、次の基準によって行う。

(1) 取消処分

地方厚生(支)局長は、保険医療機関等又は保険医等が次のいずれか 1 つに該当するときには、当該地方厚生(支)局に置かれる地方社会保険医療協議会に諮問して、取消処分を行う。

なお、地方厚生(支)局長は、地方社会保険医療協議会へ諮問する前に、関係資料を添えて厚生労働省保険局長に内議を行う。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行ったもの。
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。

(2) 戒告

地方厚生(支)局長は、保険医療機関等又は保険医等が次のいずれか 1 つに該当するときには、戒告を行う。

- ① 重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。
- ② 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。
- ③ 軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。
- ④ 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。

(3) 注意

地方厚生(支)局長は、保険医療機関等又は保険医等が次のいずれか 1 つに該当するときには、注意を行う。

- ① 軽微な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。
- ② 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。

2 聴聞

地方厚生(支)局長は、監査の結果、当該保険医療機関等又は保険医等が取消処分に該当すると認められる場合には、監査後、取消処分予定者に対して、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

なお、その際必要に応じ都道府県国民健康保険課、後期高齢者医療主管課等の職員も関係行政庁の職員として聴聞に参加することができる。

3 行政上の措置の通知

地方厚生(支)局長は、行政上の措置を行ったときは、当該保険医療機関等又は保険医等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実等について文書により通知を行う。

4 経済上の措置

- (1) 地方厚生(支)局及び都道府県は、監査の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、該当する保険者に対し、医療機関等の名称、返還金額等必要な事項を通知し、当該保険者から支払基金等に連絡させ、当該医療機関等に支払うべき診療報酬からこれを控除させるよう措置する。

この取扱いにより難しいときは、支払基金等から当該保険者に連絡させ、返還金相当額を当該医療機関等から直接、当該保険者に返還させるよう措置する。

- (2) 地方厚生(支)局及び都道府県は、返還の対象となった診療報酬に係る被保険者等が支払った一部負担金等に過払いが生じている場合には、監査対象となった医療機関等に対して、当該一部負担金等を当該被保険者等に返還するよう指導する。

また、該当する保険者に対しては、当該被保険者等あてにその旨通知するよう指導する。

- (3) 監査の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、原則として5年間とする。

5 行政上の措置の公表等

- (1) 地方厚生(支)局長は、監査の結果、取消処分を行ったときは、「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令」(昭和32年政令第87号)第2条(同令第2条の2において準用する場合を含む。)又は第9条の規定に基づき、速やかにその旨を公示する。

- (2) 地方厚生(支)局及び都道府県は、監査の結果、戒告又は注意の行政上の措置を行ったときは、保険者団体、都道府県医師会等及び支払基金等に対し、その旨を連絡する。

- (3) 地方厚生(支)局長及び都道府県知事は、戒告又は注意を受けた保険医療機関等に対しては、一定期間内に個別指導を実施する。

第7 再指定

保険医療機関等が取消処分を受け、5年を経過しない場合等においては、健康保険法第65条第3項の規定に基づき、その指定を拒むことができる。ただし、取消処分を受けた医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、地域医療の確保を図るため特に必要があると認められる場合であって、診療内容又は診療報酬の請求に係る不正又は著しい不当に関わった診療科が、相当の期間保険診療を行わない場合については、取消処分と同時に又は一定期間経過後に当該医療機関を保険医療機関として指定することができる。

第8 その他

- 1 監査を行うに当たっては、日本医師会等、都道府県医師会等、支払基金等及び各保険者に協力を求め円滑な実施に努める。
- 2 厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同して行う監査に当たり、必要があると認められる場合は、厚生労働省の顧問医師団を構成する医療技術参与を派遣する。
- 3 地方厚生(支)局は監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより厚生労働省保険局医療課に報告する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年3月29日

条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条）
- 第3章 個人情報の開示請求等の権利
 - 第1節 開示請求権（第13条—第24条）
 - 第2節 訂正請求権（第25条—第29条）
 - 第3節 利用停止請求権（第30条—第34条）
- 第4章 審査請求等（第34条の2—第37条）
- 第5章 雑則（第38条—第43条）
- 第6章 罰則（第44条—第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合の適正かつ円滑な運営を図り、かつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (3) 実施機関の職員 実施機関の事務部局に勤務する職員をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用される場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第5条 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(2) 個人情報取扱事務の名称

(3) 個人情報を収集する目的

(4) 個人情報を収集する根拠

(5) 個人情報の対象者の範囲

(6) 個人情報の記録項目

(7) 個人情報の主な収集先

(8) 第8条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 広域連合長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事項を兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 広域連合長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

5 前各項の規定は、広域連合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利

厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 次条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第4号又は第6号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で実施機関が適当と認めるときは、この限りでない。
- 5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定除外個人情報

(特定個人情報を除いた個人情報をいう。以下同じ。)を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに特定除外個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該特定除外個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該特定除外個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第9条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、特定除外個人情報を実施機関以外のものへ提供することができる。

（適正な維持管理）

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（委託等に伴う安全確保の措置等）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに行わせようとするときは、契約等により、当該実施機関以外のものが講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を行う実施機関以外のもの（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、前項の安全確保の措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（職員等の義務）

第12条 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

第1節 開示請求権

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人（本人の委任による代理人をいう。以下同じ。））は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報にあっては、法定代理人又は任意代理人）であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号において同じ。）の評価、診断、判断、選考、指導、相談等（以下「開示請求者の評価等」という。）に関する情報であつて、開示することにより、当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると

認められるもの

- (4) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができない情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 開示することにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある情報

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

（個人情報の存否に関する情報）

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(開示しないこととする理由の付記等)

第20条 実施機関は、第18条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示しないとき又は同条第2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、時の経過等によって、その全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(第三者の意見の聴取等)

第21条 開示請求に係る個人情報に広域連合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第36条及び第37条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第18条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第35条及び第36条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 個人情報の開示は、個人情報記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

できる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示の請求の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた自己情報に限り、開示請求者は、当該自己情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、本人であることを確認して、速やかに開示するものとする。

(費用の負担)

第24条 この条例の規定により個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 特定個人情報の開示請求において、広域連合長は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、前項に規定する費用の額を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正請求権

(訂正の請求)

第25条 何人も、第22条第1項及び第23条第2項により実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手続)

第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正義務)

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の収集目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の訂正を行った上で、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報

の提出先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

- 3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、第1項及び前項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

（訂正決定等の期限）

第29条 前条第1項及び第3項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 第19条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

第3節 利用停止請求権

（利用停止の請求）

第30条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。）（以下「対象個人情報」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該対象個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条（第4項を除く。）若しくは番号法第20条の規定に違反して収集されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録されているとき 当該対象個人情報の消去

(2) 第8条、第8条の2若しくは第8条の3の規定に違反して利用若しくは提供されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該対象個人情報の利用又は提供の停止

(3) 第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該対象個人情報の提供の停止

- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手續）

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る対象個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(対象個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における対象個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る対象個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該対象個人情報の利用停止をすることにより、当該対象個人情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る対象個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該対象個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）及び必要があると認めるときは、当該対象個人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る対象個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る対象個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第34条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第31条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があったものとみなすことができる。

第4章 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第34条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第35条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁

決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第 3 6 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第 3 7 条 第 2 1 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 5 章 雑則

（苦情の処理）

第 3 8 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（広域連合長の助言）

第 3 9 条 広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 4 0 条 広域連合長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応じる

ものとする。

(運用状況の公表)

第41条 広域連合長は、毎年度1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第42条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を第三者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 前3条の規定は、兵庫県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第48条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第23条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月3日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年8月6日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分を除く。）に限る。）及び第30条第1項第2号の改正規定（第8条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分を除く。）に限る。） 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(2) 第2条に2号を加える改正規定（同条第8号に係る部分に限る。）、第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分に限る。）に限る。）、第28条第1項の次に1項を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第30条第1項の改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）並びに第31条第1項、第32条及び第33条の改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(3) 次項の規定 公布の日

（準備行為）

2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成28年2月16日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた改正前の兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第35条第1項に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年8月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成19年3月29日

条例第20号

(設置)

第1条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第5号に規定する公文書をいう。
- (3) 個人情報 個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第20条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
 - (2) 個人情報保護条例第35条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項を調査審議すること。
- 2 審査会は、前項各号に掲げる事務を所掌するほか、次に掲げる権限を有するものとする。
- (1) 特定個人情報ファイルの取扱いに関して報告を受けること。
 - (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して調査審議し、実施機関に意見を述べること。

(組織)

第4条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査の権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件について諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった裁決に係る公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった裁決に係る公文書又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第9条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するものとする。

(提出資料の閲覧)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は写しを交付しようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(費用の負担)

第12条 前条の規定により写しの交付を受けるものは、情報公開条例第19条又は個人情報保護条例第24条第1項の規定の例により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申)

第14条 審査会は、諮問実施機関に対し、文書により答申しなければならない。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、兵庫県の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年11月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月4日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年8月6日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月16日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月30日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。